

# ディスクロージャー制度を巡る最近の動向

---

2026年4月

金融庁企画市場局 企業開示課長 小長谷 章人



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I.サステナビリティ情報の開示・保証制度に係る動向

## II.ディスクロージャーワーキング・グループ報告

## III.有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

## IV. 開示の充実に向けた取組等

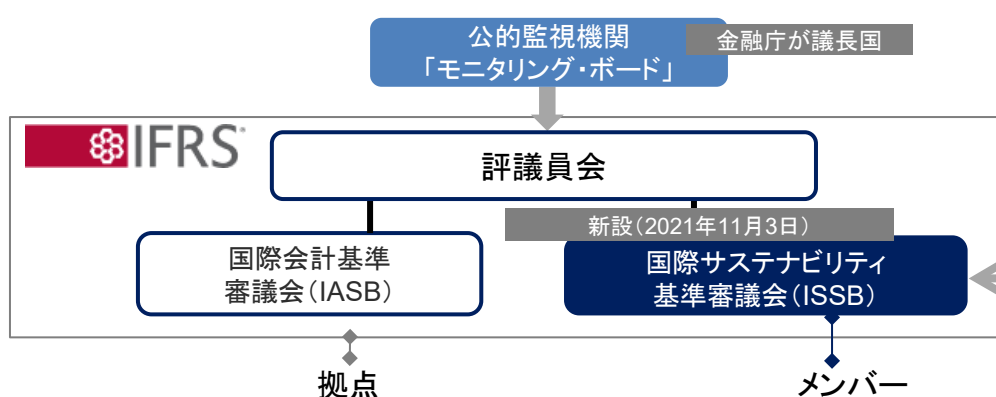
### A) 記述情報の開示の好事例集

### B) 有価証券報告書レビュー

# サステナビリティ開示基準の国際的な動向・日本の状況

- 2023年6月26日、国際会計基準財団(IFRS財団)が設置した「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)」は、「全般的な開示要求事項 (S1基準)」及び「気候関連開示 (S2基準)」を最終化。
- 2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)において、ISSB基準を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準)を開発し、最終化。
- 2025年6月12日、ISSBは、各法域におけるISSB基準の導入状況等をまとめた「法域スナップショット (Jurisdiction snapshot)」を公表。日本の法域スナップショットにおいて、SSBJ基準とISSB基準が機能的に整合である旨が記載。

## 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の概要



(出所) エマニュエル・ファベル氏、小森博司氏の顔写真はIFRS財団ホームページから掲載

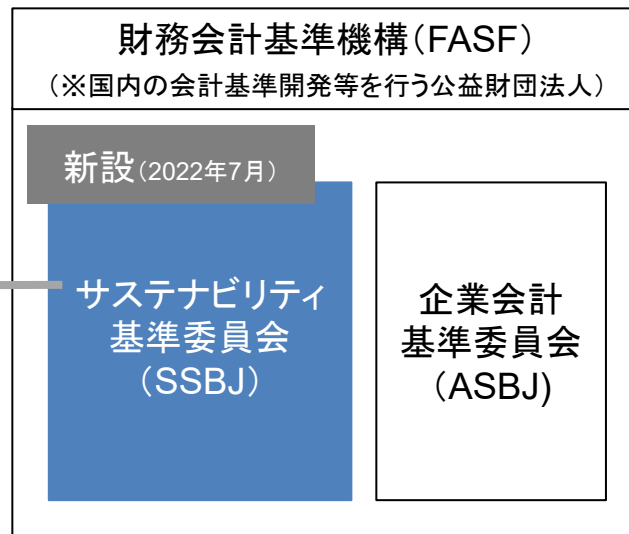


**議長**  
エマニュエル・ファベル (仏)  
(元ダノンCEO)

**理事**  
小森 博司  
(日本)  
(元GPIF  
市場運用部次長)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名 (小森博司氏) を含む9名の理事で構成

## 日本における基準開発及び意見発信



【参考】ISSB公表 法域スナップショット (日本) (抜粋)

JURISDICTIONAL SNAPSHOT:  
Japan



< 基準の名称 >  
...・SSBJとISSBは、**SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合した成果を提供するように設計されていると結論づけた。**

(出所) IFRS財団 "JURISDICTIONAL SNAPSHOT: Japan"より金融庁作成。

# ISSB基準又はISSB基準をベースとした基準を適用済・適用予定の法域

- IFRS財団によると、ISSB基準又はISSB基準をベースとした基準を適用済・適用予定の法域は、日本を含め**39法域**（2025年12月末時点）。当該法域は全世界のGDPの約60%、時価総額の約40%、温室効果ガス排出量の約60%を占めている。

	適用済(18法域)	適用予定(21法域)
アメリカ大陸	ブラジル、チリ、メキシコ	カナダ、コスタリカ、ボリビア、エルサルバドル、パナマ
アジア・オセアニア	オーストラリア、香港、台湾、マレーシア、バンラデシュ、パキスタン、スリランカ	日本、中国、韓国、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、キルギス、ネパール、ウズベキスタン
ヨーロッパ・中東・アフリカ	EU(注)、トルコ、ヨルダン、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、タンザニア、ザンビア	英国、スイス、ウガンダ、ジンバブエ、ルワンダ、カタール

(注)EUで適用されている基準(ESRS)はISSB基準をベースに作られたものではないが、ISSB及びEFRAGにおいて共通部分を識別している。

## 英国

ISSB基準と機能的に整合的なUK SRS基準(UK Sustainability Reporting Standards)を2026年2月25日に最終化。

## EU

ESRS基準(European Sustainability Reporting Standards)を2024年1月より適用。ISSB基準と相互運用が可能。

## オーストラリア

ISSB基準と概ね整合的なASRS基準(Australian Sustainability Reporting Standards)を2025年1月より適用(気候基準のみ義務化)。

## カナダ

ISSB基準と整合的なCSDS基準(Canadian Sustainability Disclosure Standards)を2024年12月に公表(義務化の検討は一時停止中)。

## 中国

IFRS S1に相当する基本基準を2024年12月に、S2に相当する気候基準を2025年12月に公表(当面の間は任意適用)。

## 香港

ISSB基準に完全に準拠したHKFRS SDS基準(Hong Kong Financial Reporting Standards Sustainability Disclosure Standards)を2025年8月より段階的に適用。



(出所)IFRS財団資料等を基に金融庁作成。

# 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

## 背景・課題

- 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準（ISSB基準）が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が開発されている。
- 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。

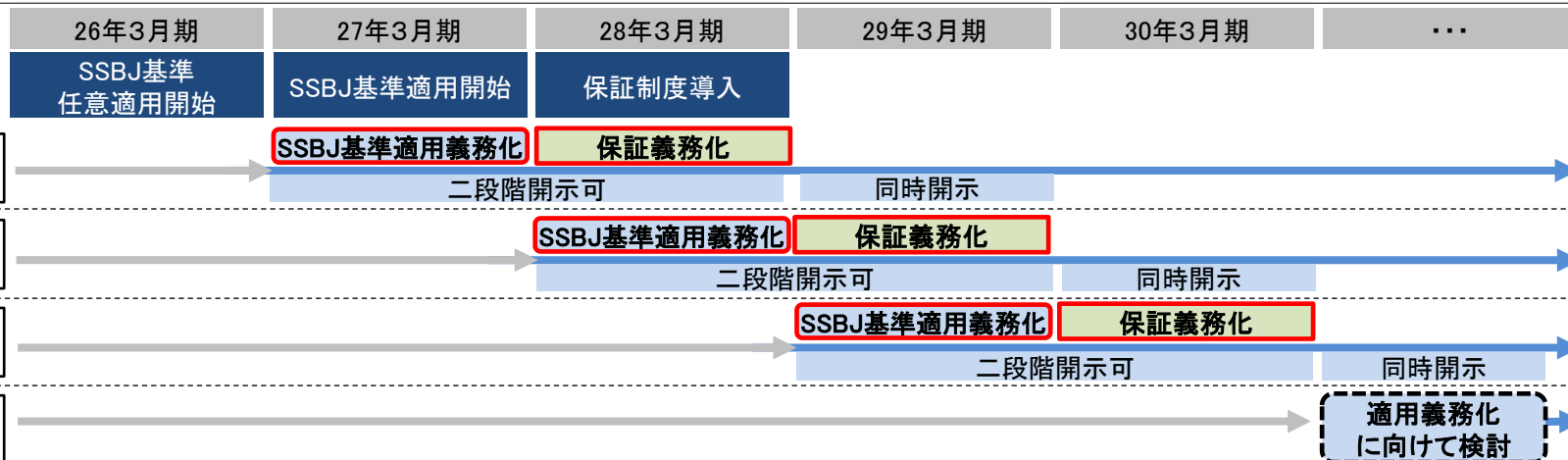
## 開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。**
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り**適用開始**する。
  - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
  - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
  - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**

（注1）時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。  
（注2）「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。

## 保証

- **開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。**
- **保証範囲は当初2年間は限定**（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）。保証業務実施者を**登録制（法人）**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**とする。



# サステナビリティ情報の開示の進展

- 2026年2月、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理」(2025年7月公表)を踏まえて内閣府令を改正。**比較可能性の向上の観点**から、2027年3月期より、**時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社**に対し、民間のサステナビリティ基準委員会が策定した**SSBJ基準に従った情報開示**を義務化。
- 併せて、人的資本(従業員の状況等)についての開示事項を追加。

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報
第1 企業の概況
第2 事業の状況
● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
● <b>サステナビリティに関する考え方及び取組</b>
● 事業等のリスク
● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等
第3 設備の状況
第4 提出会社の状況
● コーポレート・ガバナンスの状況等
● <b>従業員の状況等</b>
第5 経理の状況
● 連結財務諸表、財務諸表等

2023年改正
2023年3月期から適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設</li> <li>✓ サステナビリティ事項に関し、「ガバナンス」、「リスク管理」について開示</li> <li>✓ 「戦略」と「指標及び目標」の開示は、各企業が重要性を踏まえて判断</li> <li>✓ 人的資本(「人材育成方針」や「社内環境整備方針」)については「ガバナンス」、「リスク管理」のほか、「戦略」と「指標及び目標」も開示</li> </ul>
2023年3月期から適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金差異」を開示</li> </ul>

2026年改正
2027年3月期から適用
<ol style="list-style-type: none"> <li>一定のプライム市場上場企業           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>SSBJ基準</b>に従い、<b>気候変動</b>のほか、企業が重要と考えるサステナビリティ事項(注)に関して「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」について開示</li> </ul> <p>(注)人材育成方針等の人的資本については、SSBJ基準に基づく開示がなされない場合であっても、従来どおりの開示は必要</p> </li> <li>①以外の企業           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来どおり開示</li> </ul> </li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>開示基準の開発</b></p> <pre>           graph TD             subgraph Global               ISSB[国際サステナビリティ基準審議会 ISSB]             end             subgraph Japan               SSBJ[サステナビリティ基準委員会 SSBJ]             end             ISSB -- "意見発信" --&gt; SSBJ             ISSB -- "ISSB基準 (2023年6月最終化)" --&gt; SSBJ             SSBJ -- "SSBJ基準 (2025年3月最終化)" --&gt; SSBJ             SSBJ -- "ISSB基準を踏まえた検討" --&gt; SSBJ           </pre>
2026年3月期から適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>「人材戦略に関する基本方針」、「従業員給与等の決定方針」、「平均年間給与の対前年増減率」を開示</li> </ul> <p>(注)「従業員の状況等」の位置を、「第1 企業の概況」から「第4 提出会社の状況」に移動</p>

## SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応

- 中間論点整理では、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、同基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けるとされた。SSBJ基準の適用開始時期は2026年4月1日から開始する事業年度(2027年3月期)からであり、開示に対応するための企業の準備期間を十分に確保する観点からは、当該事業年度が始まる前に制度的枠組を作ることが適当と考えられる。
- このため、その他の制度的対応が必要とされた事項も併せ、2026年2月に内閣府令等の改正を行った。

### SSBJ基準の適用の義務付け

- サステナビリティ開示基準として、SSBJ基準を告示指定する。
- まずはパブリックコメントの時点で適用開始時期が確定している時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、SSBJ基準の適用を義務付ける。
- 適用開始時期は、2027年3月期を初年度として、時価総額の規模に応じて段階的に定める。

(注1) 時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業への適用については、2026年1月公表のサステナWG報告書を踏まえて今後制度的対応を行う予定。併せて、SSBJ基準の適用を義務付ける規定を内閣府令事項から法律事項に格上げすることも検討。

### その他の改正事項

- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年における二段階開示
- SSBJ基準の適用状況(SSBJ基準の適用の有無等)、二段階開示等の経過措置の適用状況の開示
- 見積り情報の確定値が判明した際の翌期の半期報告書における自主的な開示
- 将来情報等に係る社内の開示手続等に係る情報の開示
- Scope3GHG排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバーの整備(ガイドライン改正)

(注2) CSRD等に基づき海外で連結ベースのサステナビリティ開示を行った場合の臨時報告書における開示については、日本企業によるCSRDの適用開始時期が2028年3月期からとなることに鑑み、別のタイミングで改正を検討する。また、CSRDにおけるEU子会社単体ベースでの開示義務の免除を受けるための要件を満たせるよう、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者者を法令上指定する枠組を整備することについては、必要性を見極め、引き続き検討する。

# 有価証券報告書の提出期限の延長(ワーキング・グループ報告書抜粋)

## 2. 有価証券報告書の提出期限の延長

(略)当ワーキング・グループでは、中間論点整理公表以降、サステナビリティ情報の開示を巡る国内外の動向には特段の変化がみられていないことや、経過措置としての二段階開示をSSBJ基準の適用開始から2年間としていることも踏まえ、有価証券報告書の提出期限の延長は実施しない(現行どおり事業年度終了後3月以内)とすることについて、議論が行われた。

この点に関しては、

- ・ 保証業務実施者が(期末日から)3月以内に保証報告書を出せるかは不明であるほか、訂正報告書による二段階開示には抵抗があるため、第三者保証付きでSSBJ基準に準拠した開示が行われる場合には、有価証券報告書の提出期限を1か月延長するべきとの延長が必要との意見のほか、
- ・ 会社法開示との重複解消、有価証券報告書における開示項目の見直しなど、情報開示の負担の軽減とあわせて検討することが望ましいとの意見もあったところである。

他方で、全体としては、

- ・ 二段階開示の期間を2年間とするほか、当初は保証範囲が限定されていること等を踏まえると、提出期限の延長を行わないことが妥当
  - ・ 延長しないことは妥当だが、企業負担、保証業務実施者における十分な時間の確保といった実務の状況を見極める必要
  - ・ 実務の状況を踏まえて、数年後に延長の要否について改めて検討する余地を残しておくのがよい
- というように、延長しないことについて肯定的な意見が多数を占めたところである。

これを踏まえ、**有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とする現行制度を維持することが適当と考えられる。**

ただし、企業規模等によって、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示・保証への対応状況には差異があり得る。この点、有価証券報告書は、やむを得ない理由により、事業年度経過後3月以内に提出できないと認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得た期間内に提出できることとされている。企業内容等の開示に関する留意事項(開示ガイドライン)の改正により、SSBJ基準に準拠した情報開示と保証制度の導入の初期の段階における承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにすることは、円滑な制度導入に資するものと考えられる。

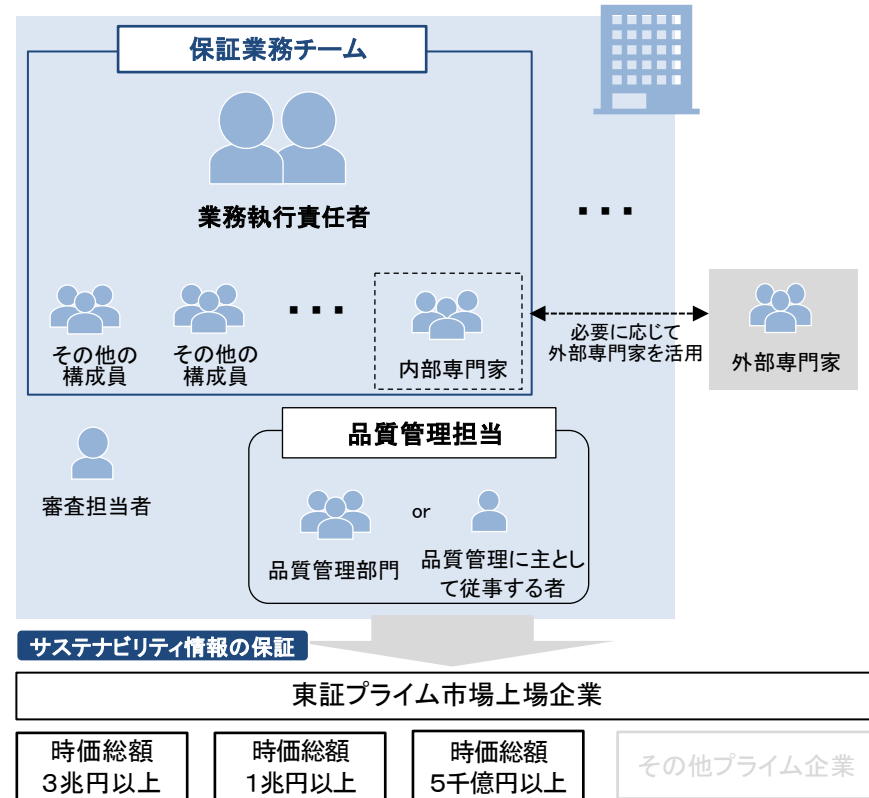
# サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく**情報開示及び第三者保証を義務付ける**。サステナビリティ情報の保証は、**国際基準<sup>(注1)</sup>と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする**。
- 保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**。

## 登録業者の規制概要

登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務執行責任者の設置など人的体制整備（業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求）</li> <li>品質管理部門の設置など必要な<b>業務体制の整備</b>、一定の<b>財産的基礎</b>等</li> </ul>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守</li> <li>具体的には、<b>守秘義務</b>、一定の<b>非保証業務との同時提供禁止</b>、<b>業務執行責任者のローテーション</b>等</li> <li>登録業者への<b>検査・監督は当面</b>（自主規制機関ではなく）<b>金融庁</b>において実施</li> </ul>
エンフォースメント <sup>(注3)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者の法令違反等に対する行政処分（課徴金、業務改善命令等）を規定</li> <li><b>虚偽「保証」</b>について<b>故意過失の立証責任が転換された民事責任</b>を規定<sup>(注2)</sup></li> </ul>

## 〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



(注1)保証基準 (ISSA5000)、品質管理基準 (ISQM1)、倫理・独立性基準 (IESSA)を指す。

(注2)企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

(注3)任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準 (ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。

## CSRD開示における実務上の工夫について

- 第6回WGでは、欧州企業が期末日後2～3か月以内に保証を受けてCSRD開示を行うことができている状況を踏まえ、**CSRD開示における見積りの利用等、開示実務上の工夫に関連した意見**が寄せられた。
- 先行する欧州企業のGHG排出量の開示を確認したところ、以下のような事例<sup>(注1)</sup>を確認できた。  
(注1) 次項以降に開示例を掲載。なお、これらの開示例は、欧州企業が各企業に関連する事実及び状況を考慮し、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づく開示を行った事例である。
  - **一部期間**について**見積り**を利用している例
  - **一部拠点**について**見積り**を利用している例
  - **重要性の観点**から、**測定拠点の範囲**を特定している例
- 各企業に関連する事実及び状況にもよるものの、こうした**見積りの利用や重要性の観点を踏まえた測定範囲の限定**といった**実務上の工夫は、我が国においても参考になると考えられる**<sup>(注2)</sup>。  
(注2) ただし、実際の開示に当たっては、全ての関連する事実及び状況を考慮し、サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)に従った開示上の判断を行うことが必要となる。

### 第6回WGにおけるご意見(※欧州動向に係る意見を抜粋・要約)

- 欧州企業が期末後2～3か月後には保証を受けた上で開示を行うことができている点を踏まえると、日本企業も見積りを有効に活用すべき。
- GHG排出量が例として挙げられているが、CSRD対応の開示実務では、例えば有害物質の排出量など、他の市場においても見積りによる算定を行っているケースがあるとも聞いている。限られた時間の中でサステナビリティ開示を行うために、GHG排出量以外の見積りの場合でもこのような取扱いを考えるべきかどうか、検討してはどうか。
- 欧州企業は期末後2～3か月以内には保証を受けた上で開示を行うことができているが、日本ではハードルが高いとの意見もある。企業の作成者と監査人の実務がどのようになっているのか、何か制度的な課題があるのか、使用しているベンダーやシステムに課題があるのかなど疑問に感じた。この辺り、欧州での事例は参考になると思う。

## [参考]CSRD開示における実務上の工夫例(一部期間の見積り)

- ❑ エレベーターの製造販売等を行うフィンランドのKone社(12月決算)は、2025年2月14日に公表した年次報告書において、スコープ1、2及び一部のスコープ3の第4四半期のデータについては、第3四半期のデータに基づいた推定値としている。
- ❑ ドイツの大手製薬会社であるBayer社(12月決算)は、2025年3月5日に公表した年次報告書において、スコープ1、2のGHG排出量の算定について、1～10月までは実績値、11・12月は前年のデータや直近のイベント等を基にした推定値としている。

### Kone社の開示例

活動データは四半期ごとに収集。

#### Calculation principles for Scope 1 and 2 emissions

Energy consumption covers indirect and direct energy usage of non-renewable and renewable electricity, liquefied petroleum gas (LPG), natural gas, district heating and self-generated electricity (e.g. solar). The data sources include invoices and third-party service provider reports. Activity data is collected on a quarterly basis from the manufacturing units.

### Bayer社の開示例

We report our greenhouse gas emissions according to ESRS in line with the requirements of the Greenhouse Gas (GHG) Protocol. For the calculation of direct greenhouse gas emissions from our own production plants, vehicles and waste incineration plants (Scope 1) and indirect greenhouse gas emissions from the procurement of electricity, steam and cooling energy (Scope 2), the relevant activity data is determined at all environmentally relevant sites as part of the annual environmental reporting. Designated officers at the sites directly enter the data measured for the period January through October and estimated values for November and December into a central reporting platform. The estimate is based either on the prior-year data, where necessary restated to reflect special events in the current reporting period, or on updated data from the current reporting period. The respective greenhouse gas emissions are then

活動データが四半期ごとに収集されるため、リアルタイムにエネルギー消費量等のデータが入手できないことから、スコープ1、2及び一部のスコープ3の第4四半期のデータは、第3四半期のデータに基づき推定。

#### Data estimation methods

Energy consumption and waste data may not in all cases be available in real time or immediately after quarter close. For this reason, energy and waste consumption and Scope 1 and 2 and Scope 3 (category 6) data are projected for the fourth quarter, extrapolated from the previously known data in the third quarter in the reporting year. For consistency, Scope 3 (categories 4 and 5) are extrapolated in a similar manner.

Similarly, KONE estimates the yearly order quantities required for Scope 3 category 1 and 11 calculations for the fourth quarter based on previously known data.

- ・ 1～10月の実績値及び11・12月の推定値を自社のプラットフォームに入力。
- ・ 推定値については、前年のデータ等に基づいている。

- 眼鏡の製造販売等を行うフランスのEssilor Luxottica社(12月決算)は、2025年3月10日に公表した年次報告書において、一部拠点のScope 1のGHG排出量については、各拠点における従業員数、冷房機器の有無、店舗面積等に基づいた推定値としている。

## Essilor Luxottica社の開示例

### Scope 1

This involves three direct emission categories:

- emissions from direct on-site stationary combustion of fossil fuels, such as gas or liquid fuel: Associated upstream emissions are considered Scope 3 emissions and thus excluded from Scope 1 emissions. GHG emission factors were applied in accordance with the Ecoinvent (v. 3.9.1), BEIS, DEFRA, and ISPRA databases.
- emissions from mobile combustion related to company cars consuming fossil fuels: Emissions are calculated on contractual data provided by the main fleet management supplier. Information not available from this supplier (15%) has been extrapolated. The Group refers to the fuel consumed to calculate the emissions from mobile combustion related to company cars.

- データが報告されていない事業所(Scope 1の約13%)については、従業員数に基づき推定。
- 小売部門におけるScope 1については、57%は一次データであるが、残りの部分は冷房機器の有無及び店舗面積に基づいて推定。

- fugitive emissions from refrigerants leakages that may occur during the charging, recharging or disposal of refrigerant or air conditioning equipment on-site: Emissions are calculated considering the GWP of each F-gas from the IPCC Sixth Assessment Report (AR6). In the case of GWP not available in the IPCC report, the information provided directly from the F-gas supplier was considered. The consumption of Operations sites that did not report data (representing approximately 13% within the Scope) has been estimated based on headcount. Regarding Retail, 57% of data have been collected through actual records, while the residual part has been estimated based on the presence of cooling system and m<sup>2</sup> of stores.

## [参考] CSRD開示における実務上の工夫例(測定拠点の範囲)

- ドイツの大手製薬会社であるBayer社(12月決算)は、2025年3月5日に公表した年次報告書において、スコープ1、2のGHG排出量の算定において、**自社で定めた重要性の基準に基づき**、一部の拠点を算定対象に含めない形で開示を行っている。

### Bayer社の開示例

- ・ 年間エネルギー消費量が1.5TJ<sup>(注)</sup>等を超える全ての事業所を「環境関連事業所」とみなす。
- ・ 環境関連事業所とはみなされない、上記の閾値を下回るその他の事業所の環境データについては、環境データ全体に大きな影響を与えないと考えるため、算定対象には含めない。

updated data from the current reporting period. The respective greenhouse gas emissions are then automatically calculated at the system level while taking into account site- or country-specific emissions factors. The data is then validated by a central team and reviewed for completeness. In our calculation of Scope 1 and 2 greenhouse gas emissions, we take into account the entire Group in accordance with the financial scope of consolidation, provided a site is environmentally relevant. We regard all sites whose annual energy consumption exceeds 1.5 TJ and/or whose annual water consumption is greater than or equal to 50 Tm<sup>3</sup> as environmentally relevant. The environmental data of the other sites that lie below the thresholds has no relevant impact on the overall environmental data result. The calculation of our Scope 3 greenhouse gas emissions is based on the GHG Protocol's Corporate Value Chain (Scope 3) Standard. For all Scope 3 categories, activities are understood as including greenhouse gas emissions. Activity data

(注)除外した拠点のエネルギー消費量の総量は不明であるが、当社全体のエネルギー消費量は5,658TJとなっており、上記の1.5TJは、その約0.03%に相当。  
(出典)“Bayer Annual Report 2024”から抜粋。

# 人的資本開示に関する制度見直し

- 人的資本は中長期的な企業価値の向上のために不可欠な要素であり、人的資本に関する情報の充実が投資家が企業の成長可能性を判断するために重要。各種文書においても人的資本の開示の充実について提言されているところ。
- 内閣府令を改正し、有価証券報告書に、
  - ・ **企業戦略と関連付けた人材戦略**と、それを踏まえた**従業員給与等の決定方針** 等の開示を求める（2026年3月期の有価証券報告書から適用）

## 経済財政運営と改革の基本方針(抜粋)2025(2025年6月13日公表)

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
  - (2)三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し  
(三位一体の労働市場改革)

「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「**人的資本可視化指針**」の見直し、**有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める**。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト(job tag)の機能を強化する。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版(抜粋)(2025年6月13日公表)

### 1. 三位一体の労働市場改革の加速

- (2) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実
  - ② 人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上

**人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する。**

## コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025(抜粋)(2025年6月30日公表)

### 1. 稼ぐ力の向上

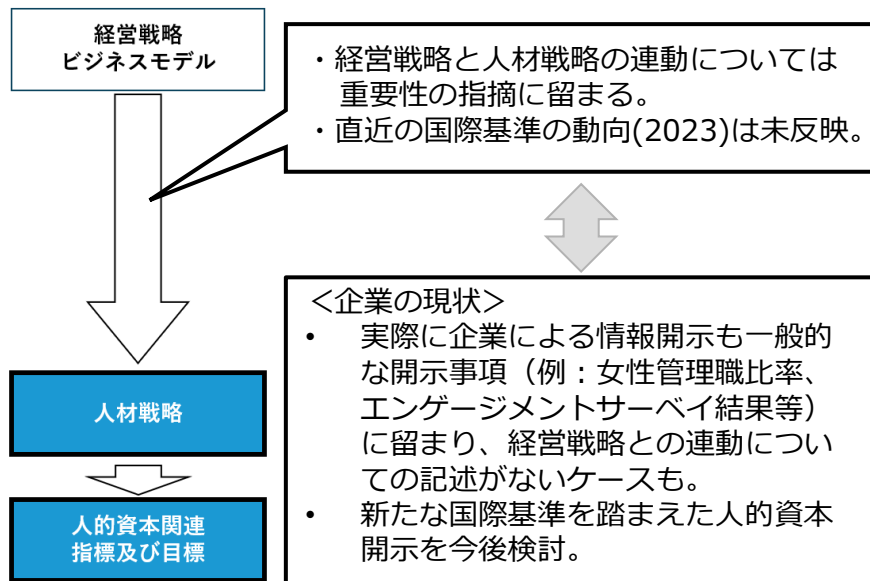
#### 〔今後の方向性〕

- また、人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、有価証券報告書における従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示を求める。

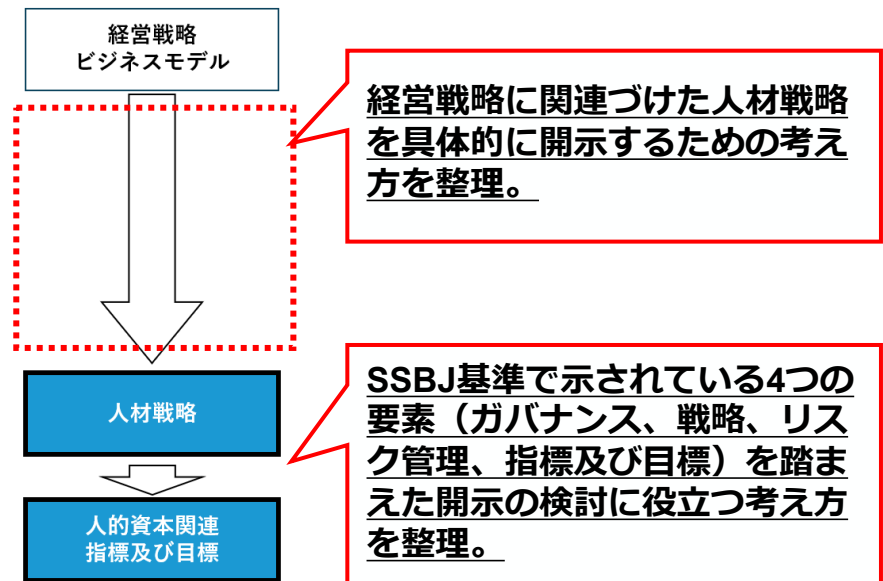
# 人的資本可視化指針改訂の概要

- 人的資本開示に対する投資家の期待の高まりを受け、2022年8月、人的資本開示を行う際の留意点を示した人的資本可視化指針が公表された(強制力の無い指針)。
- 国際基準を踏まえつつ、経営戦略と人材戦略の連動を更に高める観点から、内閣官房・金融庁・経済産業省において、人的資本可視化指針の改訂作業が行われた。
- (改訂版)人的資本可視化指針は2026年3月23日に公表。2026年3月期の有価証券報告書の開示の検討に役立つことが期待される。

## 人的資本可視化指針 (2022年版)



## 人的資本可視化指針 (改訂版)



# EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

- EUでは、2024会計年度から、従業員500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超）に対し、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用を開始。
- 欧州委員会は、2025年2月、2つの法案（オムニバス法案）を公表。1つ目の法案（Wave2以降の企業に対する2年間の適用時期の延期）は2025年4月に採択済。2つ目の法案（適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策）は2026年2月に採択済。

## 【従来のCSRDと見直し後のCSRDの比較】

	従来のCSRD	見直し後のCSRD
適用対象・時期	Wave 1: 2024会計年度から、連結・単体のいずれかの従業員が500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超） Wave 2: 2025会計年度から、一定規模以上の非上場企業等（Wave 1以外の大会社） Wave 3: 2026会計年度から、上場中小企業等 <sup>(注1)</sup>	① 適用開始時期を延期する法案 Wave 2: 2027会計年度に延期 Wave 3: 2028会計年度に延期  ② 適用対象企業の閾値の変更等を目的とする法案 適用対象は連結・単体のいずれかの従業員が1,000人超、かつ、純売上高4億5000万ユーロ超
社数	約5万社	約1万社 <sup>(注2)</sup>
開示基準	ESRS（ダブルマテリアリティ）	ESRS（ダブルマテリアリティ。グローバルな報告基準とのインターオペラビリティを損なわず、開示事項を削減）
保証	限定的保証（今後、合理的保証への移行を検討）	限定的保証（将来の合理的保証への移行は行わない）
域外適用対象	2028会計年度から、EU域内の純売上高1億5,000万ユーロ超、かつ、EU域内子会社が上場会社・大会社、又はEU域内支店の純売上高4,000万ユーロ超	2028会計年度から、EU域内の純売上高4億5,000万ユーロ超、かつ、EU域内子会社又はEU域内支店の純売上高2億ユーロ超

(注1) 大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）

(注2) 2025年2月のオムニバス法案公表時点の適用対象企業の閾値（従業員が1,000人超、かつ、総資産残高2,500万ユーロ超又は純売上高5,000万ユーロ超）を前提とする欧州委員会による試算に基づくものであり、2026年2月に採択された閾値を前提とした試算ではない点に留意が必要

# イギリスにおけるサステナビリティ開示・保証に関する検討状況

- 英国金融行為規制機構(FCA)は、2026年1月30日、上場規則の改訂に関する意見募集を開始し、上場企業に対し2027年1月1日以降開始する会計年度よりISSBと整合した英国版ISSB基準(UK Sustainability Reporting Standards :UK SRS)による開示を求める提案を行った(コメント期限は2026年3月20日)。
  - 気候は開示必須(ただし、スコープ3については、1年間の経過措置の後、コンプライ・オア・エクスプレインによる開示)
  - 気候以外は2年間の経過措置の後、コンプライ・オア・エクスプレインによる開示
- 2025年6月25日、英国DBT(ビジネス・通商省)は、UK SRSと「サステナビリティに関する財務関連開示の保証のための監視体制の整備」に関する意見募集を実施。UK SRSについては、2026年2月25日に最終化。保証については、意見募集に寄せられたコメントを踏まえた政府見解が2026年1月30日に公表。

## サステナビリティ情報の開示

- ISSB基準から主に以下の点を修正。
  - ・ 財務諸表とサステナビリティ情報の報告の初年度における**2段階開示の緩和措置を削除**
  - ・ 報告初年度のみ認められている**気候のみの開示に関する経過措置について、初年度への限定を削除**(利用可能期間は今後法令で規定、また当該経過措置を利用する場合UK SRS S1 への準拠表明は不可)
  - ・ SASB基準の参照義務("shall consider")を"may consider"に修正

## サステナビリティ情報の保証

- サステナビリティ保証に対する**任意の監督制度**を確立し、FRC(イギリス財務報告評議会)に運営を担わせる。
- 迅速な対応が求められている状況を踏まえ、**2026年半ばまでに立法措置を伴わない暫定的な制度を構築**するとともに、**2027年1月1日に開始する報告年度に先立ち暫定的な登録簿を運用可能な状態とする**。
- サステナビリティ保証業務提供者は**profession-agnostic**とし、当初は**法人の登録**を優先的に進める(個人の登録は今後の検討事項)。
- 現段階では、**保証業務提供者の登録や、登録保証業務提供者を企業が利用するか否かは任意**。
- 保証は長期的には**義務化されることが望ましい**(今後さらなる検討を実施)。
- 複数の報告基準(TCFDやUK SRS、ISSB、ESRS等)に対して高品質な保証の提供を可能とするため、**マルチフレームワーク・アプローチ**を採用。
- 暫定的な登録簿を含め、**任意の監督制度はCSRDの要件(第三国の法令に基づくオーソリゼーション\*)を満たすものである**。

\*欧州CSRDでは、2025年12月期以降に欧州域内の大会社に対して、サステナビリティ情報の開示を行い、保証を受けることを義務付けているが、当該義務は、単体ベースの開示・保証に代えて、連結グループベースの開示・保証を行うことで免除されるとされている。当該免除要件の1つとして、親会社の所在する国の法律に基づく保証業務提供者のオーソリゼーションがある。

I.サステナビリティ情報の開示・保証制度に係る動向

II.ディスクロージャーワーキング・グループ報告

III.有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

IV. 開示の充実に向けた取組等

A) 記述情報の開示の好事例集

B) 有価証券報告書レビュー

# 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ(令和7年度)」報告の概要

## 背景・課題

- スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題
  - プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達手段(特定投資家私募)に係る制度を整備してきたが、資金調達の事例は限定的  
※ 特定投資家私募は、有価証券届出書の提出は不要であるが、証券会社による仲介と投資者向けの簡易な情報提供が必要
  - 開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備する必要
- 
- 企業戦略等の非財務情報が拡充され、サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗
  - 将来情報等の開示も求められる中、企業が、事後的に、金商法上の虚偽記載等の責任を問われることを恐れ、積極的な情報開示を避ける懸念
  - 企業の懸念・負担に配慮しつつ、有価証券報告書において、投資判断や建設的な対話に資する情報開示を充実させていく必要

## 対応

1. 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和
  - 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ
  - 5億円以上10億円未満の資金調達については、より簡易な様式による有価証券届出書の提出(少額募集)を利用可能に
2. 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大
  - 特定投資家要件を満たすものの、特定投資家になるための移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加  
※ ただし、潜在的特定投資家に対しては、適合性原則等の行為規制が一般投資家と同様に適用
3. 株式報酬に係る開示規制の見直し
  - 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外(有価証券届出書の提出は不要)
4. セーフハーバー・ルールの創設
  - 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任及び行政責任(課徴金等)を負わないこととする

# 「ディスクロージャーワーキング・グループ(令和7年度)」報告の概要(スタートアップ成長資金拡大①)

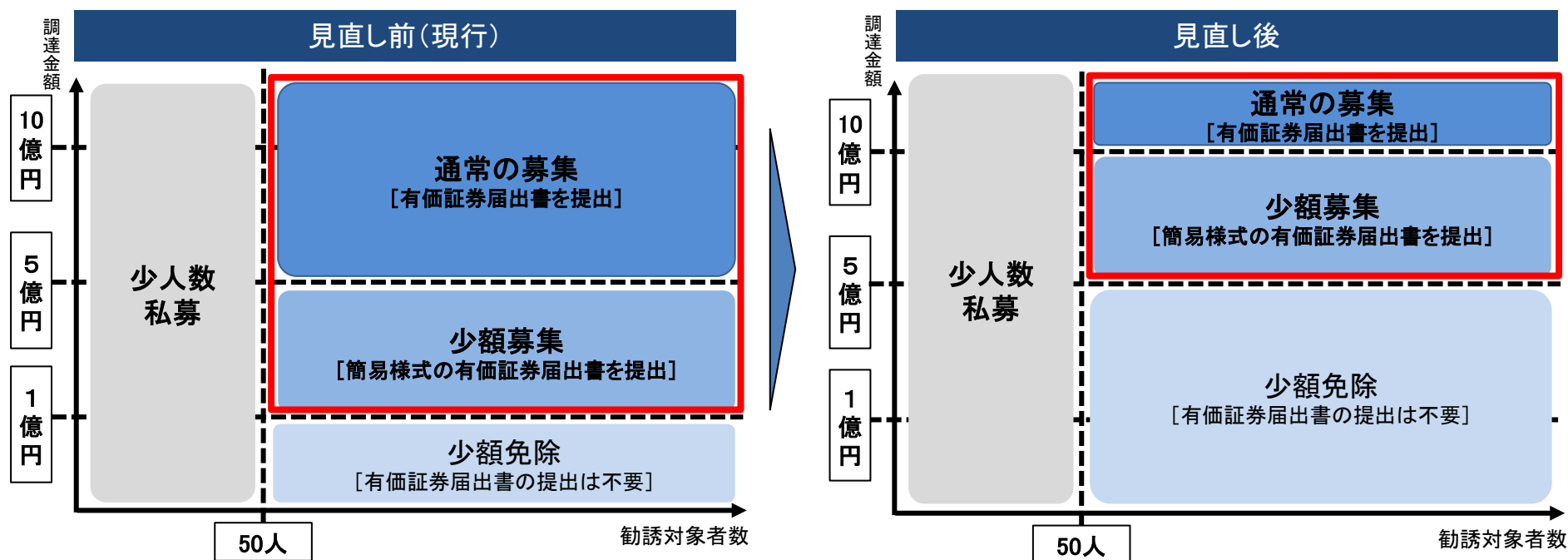
- スタートアップ・成長企業への資金供給を更に促進するため、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した**段階的な開示制度を整備**

## 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- 有価証券届出書の**提出免除基準を1億円から5億円に引上げ**
- **5億円以上10億円未満の資金調達については、簡易な様式による有価証券届出書の提出(少額募集)を利用可能に**

※ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している。

- ・ 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
- ・ 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ・ ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- ・ サステナビリティ情報の開示を任意化



## 「ディスクロージャーワーキング・グループ(令和7年度)」報告の概要(スタートアップ成長資金拡大②)

- 特定投資家私募(プロ向けの私募)の勧誘の相手方に、特定投資家と同等の能力を有する「潜在的特定投資家」を追加
- 企業の役員・使用人に対する株券・新株予約権証券の交付に係る勧誘を、上場・非上場にかかわらず「募集」から除外(有価証券届出書の提出は不要)

### プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- 特定投資家を相手方とする資金調達手段である**特定投資家私募**では、証券会社の仲介の下、簡易な開示様式による情報(監査不要)の提供又は公表を条件として開示規制を免除している。特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたが、**資金調達の事例は限定的**であり、特定投資家の裾野の拡大が必要
- そのため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、行為規制上の保護を受けることを希望することから特定投資家への移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を、**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**
- 潜在的特定投資家を相手方とする勧誘行為に適用される金商法上の規制は、以下のとおり。

	見直し前(現行)	見直し後
特定投資家私募(開示規制)の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家、 潜在的特定投資家
適合性原則、説明義務等(行為規制)が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家 ※ 潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として取り扱われる

### 株式報酬に係る開示規制の見直し

- 企業が、自社及びその子会社の役員・使用人に対し、自社の発行する株券・新株予約権証券を交付する際に行う勧誘については、役員・使用人が当該有価証券に関する情報を既に取得し、又は容易に取得でき、情報の非対称性がないとして、「募集」に該当する場合でも**有価証券届出書の提出を免除する特例措置**が存在。ただし、「株券」については、**上場株券に限定**。
- この免除の取扱いを**非上場の株券**(非上場会社や日本市場に上場していない外国の会社が発行する株券)にも拡大した上で、上場・非上場にかかわらず、株券・新株予約権証券の上記勧誘を「募集」から除外(有価証券届出書の提出は不要)。

# 「ディスクロージャーワーキング・グループ(令和7年度)」報告の概要(セーフハーバー・ルール)

- 企業戦略等の非財務情報が拡充されてきたことに加え、現在サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗
- 虚偽記載等の責任に対する企業の懸念・負担に配慮しつつ、投資判断や建設的な対話に資する情報開示の充実を図る必要

- 有価証券報告書における虚偽記載に対する金融商品取引法上の責任(刑事/行政/民事)の範囲の明確化のため、一定の場合には、将来情報等の虚偽記載に対する同法上の民事責任及び行政責任を負わないこととする(セーフハーバー・ルール)

刑事責任	行政責任	民事責任
<ul style="list-style-type: none"><li>• 行為者: 10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科</li><li>• 法人: 7億円以下の罰金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 600万円と時価総額の10万分の6のうち大きい額の課徴金</li><li>• 訂正報告書の提出命令等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 立証責任が投資者(原告)から会社(被告)に転換された過失責任</li><li>• 損害額の推定規定もあり</li></ul>

## 適用範囲

- 不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報として、非財務情報のうち、将来情報(業績見通しやビジョン等)、見積り情報(データを用いた推計・分析等)、統制の及ばない第三者から取得した情報(温室効果ガス排出量のうち、他社の排出量(Scope3)や行政機関の公表情報等)が対象。ただし、財務諸表に密接に関連する情報は除く

## 適用要件

- 以下の事項が真実に基づき開示されていれば、セーフハーバー・ルールが適用され、民事責任が免責される
  - 有価証券報告書に、将来情報等の前提となる事実、仮定及び推論過程、情報の入手経路等に関する社内での検討・評価手続等を開示
  - 確認書に、経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を開示

## 効果

- 民事責任に加え、課徴金納付命令や訂正報告書の提出命令もセーフハーバー・ルールの対象。故意犯処罰を原則とする刑事責任は対象外  
※ 民事責任は法律改正、課徴金納付命令等はガイドライン改正により対応

I.サステナビリティ情報の開示・保証制度に係る動向

II.ディスクロージャーワーキング・グループ報告

III.有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

IV. 開示の充実に向けた取組等

A) 記述情報の開示の好事例集

B) 有価証券報告書レビュー

# 有価証券報告書の定時株主総会前の開示に関する現状と今後の方向性

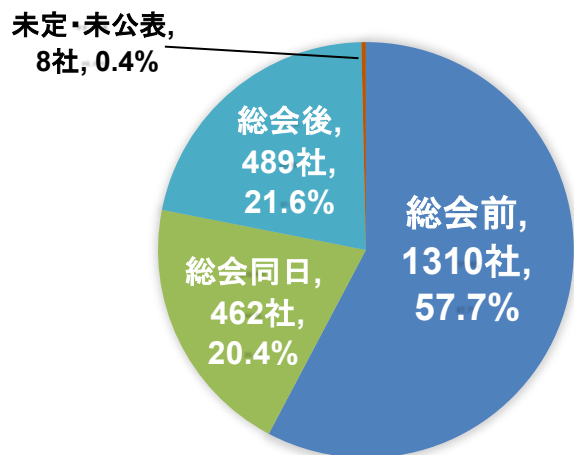
- 2025年3月の大臣要請を受け、2025年3月期決算企業のうち、有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）を行った企業は**57.7%となり、前期に比して著しく増加した**（前期は1.8%）。なお、**プライム上場企業に限ると69.6%**（前期は3.1%）（注）。

（注）有価証券報告書レビューの調査における「来年度に総会前開示を実施予定」との回答結果を踏まえると、2026年3月期に総会前開示を実施する上場企業は77%程度となる見込み。同様に、プライム上場企業では90%程度となる見込み（詳細は次頁）。

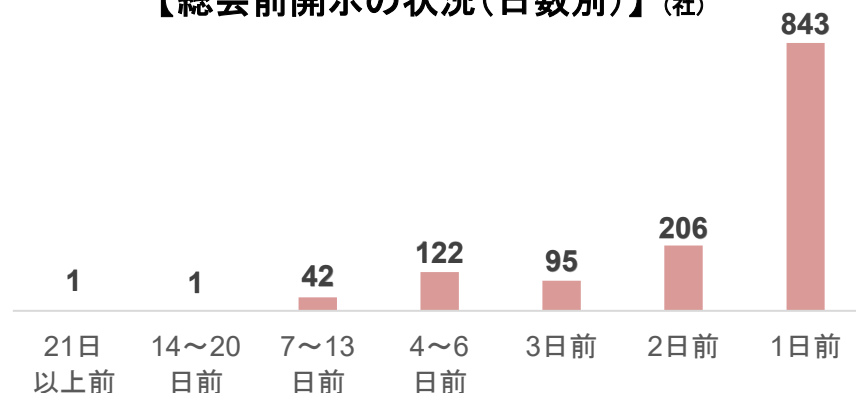
- 他方で、総会前開示を行った上場企業のうち、8割の企業が1日から2日前の開示に留まっている。
- 上場企業の総会前開示をさらに促進する観点から、政府としては、上場企業の負担緩和策として、**開示書類の一本化**（注）及びそれに伴う**会計監査の一元化**（注）を議論してきた。これら法制度の見直しについては、引き続き法制審議会会社法制部会（法務省）にて議論が行われている。

（注）開示書類の一本化：有価証券報告書を開示した会社は、会社法上、事業報告等の作成を要しない  
 会計監査の一元化：金商法監査を行えば、会社法監査を要しない

【有価証券報告書の開示時期】



【総会前開示の状況（日数別）】（社）



（出典）3月末日を決算期とする上場企業の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

# ウェブサイトにおける周知・啓発に係る取組

- 金融庁ウェブサイトの特集ページ「**有価証券報告書の定時株主総会前の開示について**」にて、実際に総会前開示を行った企業や総会前開示を行う上で参考となる情報を公表している<sup>(注)</sup>。
- 本年2月の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を踏まえ、総会前開示を行う場合の記載例及びQ&Aを整理し、「**有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点**」として更新した。
- また、当庁が実施した総会前開示に関する勉強会で確認された対応事例を中心に、「**上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例**」を取りまとめた。

## 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点

- これまで、有価証券報告書(以下「有報」という。)を定時株主総会前に提出する場合、その記載事項のうち、定時株主総会又は取締役会で決議する予定の事項について、その旨及びその概要を記載することとされていた。
- 今般、会社の開示負担を軽減し、総会前開示を促進する観点から、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(以下「開示府令」という。)を改正し、**当該決議事項の概要等(自己株式の取得及び剰余金の配当に関するものを除く。)**の記載を原則不要とした(2026年2月公布・施行<sup>(注)</sup>)。
- 上記改正を踏まえて、総会前開示を行う場合には、以下の事項に留意されたい。

### 1. 総会前開示を行う場合に有報への記載が必要と考えられる事項

- 自己株式の取得等の状況
- 主要な経営指標等の推移
- 配当政策
- 配当に関する注記事項(株主資本等変動計算書関係)

### 2. 総会前開示に関するQ&A

- 有報に添付する計算書類及び事業報告について
- 決議が修正・否決された場合について
- 役員の変動に関する開示について
- 取締役会における有報の決議要否について
- 役員の業績連動給与の損金算入について

(注)「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びリテラックコメントの結果について  
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.htm>)

## 上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例

- 昨年6月の第3回連絡協議会にて、金融庁の今後の取組方針として、上場会社における総会前開示に係る各種施策を公表したところ。その施策の1つとして、金融庁は、意欲のある上場会社を対象とした**勉強会を立ち上げ**、当局を含む関係者と共同で個別の課題解決等の検討を重ねている。
- 本連絡協議会では、取組における課題や期待について整理されていたところ。今般、勉強会において取り上げた対応事例を中心に、株主総会3週間以上前の一体開示等を行う際の参考として、会社の取組で確認された以下の項目に係る**好事例**、及び**対応によるメリット**について取りまとめた。

### I 上場会社における取組の推進

- 期待** 全社的な取組方針に係る経営層の意思決定、及び方針に基づく社内理解が醸成されることにより、総会前開示に必要な組織横断的な体制の見直しが円滑に行われることが期待される。
- 課題** 一方で、ボトムアップの方針決定の難しさ等について課題が指摘されていた。

### II 議決権基準日の変更による株主総会の後倒し

- 期待** 議決権基準日を期末日以降に変更することについて、現行法制上の制約はなく、総会后倒しにより総会前開示が促進されることが期待される。
- 課題** 一方で、総会后倒しに伴う影響の検証方法等について課題が指摘されていた。

### III 株主総会3週間以上前の一体開示

- 期待** 事業報告等と一体となった有報を株主総会の3週間以上前に開示することで、企業と投資家との一層の対話の促進等が期待される。
- 課題** 一方で、実現に向けた法的義務の充足等について課題が指摘されていた。

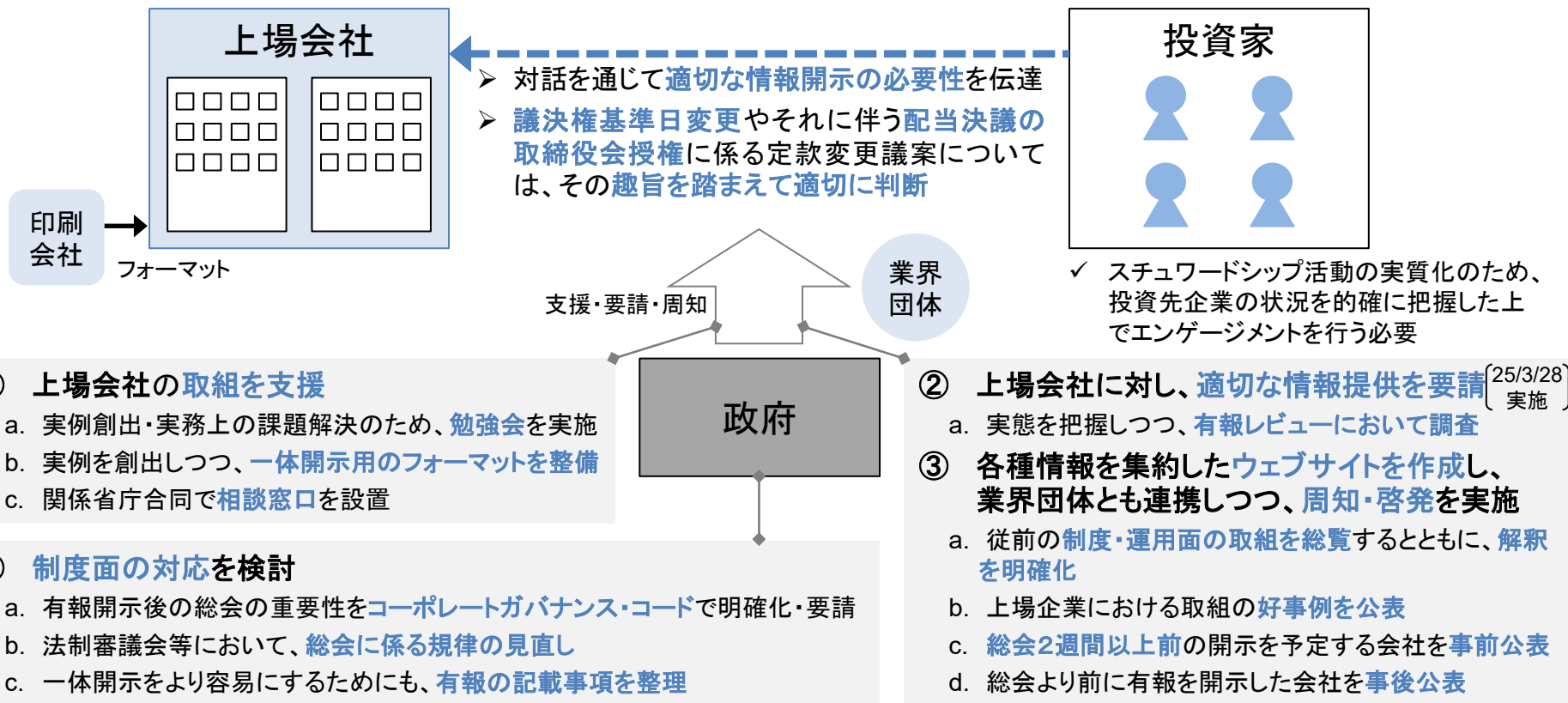
(注)金融庁は令和6年12月に「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」を設置。

有価証券報告書を定時株主総会前に  
提出する場合の留意点

上場会社における有価証券報告書の  
総会前開示に係る取組の好事例

(注) <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>

- 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- 今後、要請を受けた企業の対応状況を把握しつつ、**総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示(有報開示後の総会)**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。



I.サステナビリティ情報の開示・保証制度に係る動向

II.ディスクロージャーワーキング・グループ報告

III.有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

IV. 開示の充実に向けた取組等

A) 記述情報の開示の好事例集

B) 有価証券報告書レビュー

# 「記述情報の開示の好事例集」の概要

金融庁では、有価証券報告書における開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年度、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表。

## 記述情報の開示の好事例集2025

- 2025年度は、第1弾として、2023年1月31日の企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により求められることとなった有価証券報告書の記載項目（サステナビリティに関する考え方及び取組等）や、2025年3月5日にサステナビリティ基準委員会より公表された「サステナビリティ開示基準」に関し、今後の開示の参考となる事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」を2025年12月25日に公表。  
その後、「事業等のリスク」、「MD&A」、「重要な契約等」を含むコーポレート・ガバナンスの状況等に関する好事例の追加等を行い、「記述情報の開示の好事例集2025」の最終版を2026年3月27日に公表。
- 好事例集には、「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」、「好事例として採り上げた企業の主な取組」などを掲載しているほか、各企業の開示例では、**好事例として着目したポイント**等を記載している。  
⇒ 好事例集の活用を通じて、各企業の開示内容に関して、より一層の充実が図られることを期待。

### 記述情報の開示の好事例集 2025

(サステナビリティ情報の開示)

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

- 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（各テーマ共通）
- 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例
  1. 「全般、気候、個別テーマ」の開示例
  2. 「人的資本、従業員の状況」の開示例
- Appendix

金融庁  
Financial Services Agency  
2025年12月25日

#### 好事例として採り上げた企業の主な取組（株式会社リコー）

経緯や問題意識

- 「事業成長とESGの同軸化」を方針として掲げ、経営戦略、経営システムの統合を進めてきている。
- 取組や任意開示で入れてきた「環境分野（気候系・資源循環・生物多様性）の対応」や「サプライチェーンにおける人権対応」において、SSB基準を踏まえた構造的転換の充実化を図った。
- 監督体制や取締役のスキル開発については取締役会室と協議の上、新規開示を実施した。
- 開示内容（リスクと機会、目標実績）については、CEOを委員長とするESG委員会での審議を経て決定した。

継続的にモニタリングするとともに、昨年度の金融庁の好事例勉強会（ウェビナー）に参加し、開示、評価の方向性を、取締役会と共有したことで、連携における開示のポイントや書き方について社内の認識を統一し、進めた。

ESG比較可能性の確保を通じて、投資家とのミーティングやエンゲージメントにおける積極的な開示を事務局で回答することで、評価スコアの向上につなげた。

日本における法定開示（SSB）統合報告書は投資家に対する企業方針や、は国際的ESG基準（S&P+TCFD+TNFD+CSDDD）対応、投資家向けの参照データと整理している。ことで重要を兼ねるとともに、任意報告書の参照を行うことで、定性的な情報を投資家に伝える工夫を行った。

- ・ 非財務情報と財務情報のつながりを明確に記載することが望ましい。
- ・ 開示例には、資本回収や回収先通し、インテグリティ・オペレーション（ICP）などの前提を提示するなどの施策が収益・コスト・投資回収にどう影響するかを示すことは、投資判断にとって有用。

#### 株式会社リコー（1/2）有価証券報告書（2025年3月期） P26-27,31

主な開示のポイント：全般・気候（1/2）

主な開示のポイント

参考になる主な開示例等

- 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
- 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
- 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例
  - 「気候変動」に関する開示例

### ○ サステナビリティ開示に共通する投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

#### 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- マテリアリティ（重要課題）としてサステナビリティの項目を列挙している事例がみられるが、**SSBJ/ISSB基準が定義する「重要性(materiality)」<sup>※1</sup>とは意味合いが異なる点に留意が必要**。今後、SSBJ基準に準拠した開示を行うにあたっては、**SSBJ基準の要求事項に沿って「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報」を開示することが必要となる**。SSBJ基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項を踏まえた開示を行うことは有用。
- SSBJ基準では「重要性がある」とは「財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」とされており、投資家を主要な利用者と明確に認識し、**企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが望ましい**。ただし、GRIやCSRDなどの二軸モデル（社会影響×企業影響）を追加的に開示することは否定されるものではない<sup>※2,3</sup>。
- 今後、**SSBJ基準に準拠した開示をする企業においては、基準に沿ってサステナビリティに関する重要性のあるテーマを過不足なく開示することが適当**。これはCSR経営を否定するものではなく、SSBJ基準に当てはまらない事項についてはサステナビリティ情報とは別の開示欄で開示するか、またはSSBJ基準に準拠した開示項目とは明瞭に区別した適切な項目で開示することが望ましい。

※1 重要性がある(material)情報の定義に関する参考資料

・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用(以下「適用基準」)第4項(7)、第48項

・SSBJハンドブック『識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断』

※2 有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項に関連する事項を追加して記載することができる(開示府令第三号様式記載上の注意(1)a)。

※3 追加的な情報に関する参考資料

・**適用基準第63項**：サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。

・SSBJハンドブック『追加的な情報』

○ サステナビリティ開示に共通する投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

### 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- 財務情報と非財務情報のつながりについて可視化を進めていくにあたり、まずは企業価値向上にどのようなつながっていくのかについて仮説を立てることから始めることが重要。そのうえで、企業文化を変えるなどの人的資本経営の成果が現れるまでには中長期的な期間を要することなどを踏まえ、どのような情報を出せばよいかを検討することは有用。
- 全ての有報提出企業がTCFDやIIRCの枠組みからSSBJ基準への移行を意識し、過渡期のギャップを是正していくことが期待される。特に、今後SSBJ基準の適用を見据える企業においては、バリューチェーン全体を視野に入れた対応を進めていくことは有用。
- 有報の開示においては比較可能性が重要なポイントだが、人的資本の観点では、その企業特有の性質や実態を踏まえて競争力の源泉となる人材をどう採用・育成していくのかということがポイントなので、自社の強みを活かす独自指標を設定し、それを開示することは特に重要。

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連の記載はサステナビリティ開示を参照するなど、<u>有報の複数項目に関連する事項について重複を避ける工夫は有用である。ただし、有報の他の箇所の記載を参照する場合には、参照元の要求事項が参照先の開示を参照することで満たされるかどうかについて留意して行う必要がある。</u>例えば、サステナビリティ開示におけるリスク管理の記載において事業等のリスクの記載を参照した場合に、参照先には機会についての記載がない場合が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リコー(1-8)</li> <li>・古河電気工業(1-14)</li> <li>・アサヒグループHD(1-16)</li> <li>・トクヤマ(1-28)</li> <li>・INPEX(1-30)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンスの実効性を示すため、<u>監督と執行の役割分担を明確に記載するとともに、取締役会での報告・協議・決議の具体的な内容を記載することが望ましい。</u>責任体制を明確化し、各リスク・機会や施策に対する実行責任者(役職・部門)を記載することも有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リコー(1-8)</li> <li>・伊藤忠商事(1-10)</li> <li>・めぶきFG(1-19)</li> <li>・TOPPAN HD(1-21)</li> <li>・トクヤマ(1-26)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略では、経営戦略の一般論ではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組の記載が求められているので、<u>特定したリスク・機会と取組の対応関係を明確に示すことが望ましい。</u>具体的には、「リスク・機会 → 財務影響と時間軸の評価 → 対応策(施策・責任者・KPI) → 財務へのつながり」という構成で図表化することは有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野村総合研究所(1-20)</li> <li>・TOPPAN HD(1-22)</li> <li>・トクヤマ(1-26)</li> <li>・ヨータイ(1-39)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>非財務情報と財務情報のつながりを明確に記載することが望ましい。</u>具体的には、資本配分や回収見通し、インターナルカーボンプライシング(ICP)などの前提を提示するなど施策が収益・コスト・投資回収にどう影響するかを示すことは、投資判断にとって有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トクヤマ(1-29)</li> <li>・INPEX(1-32)</li> <li>・明電舎(1-34)</li> </ul>

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等	
	財務影響	時間軸
<ul style="list-style-type: none"> <li>財務影響の「大・中・小」は抽象的な表現に留めず、金額レンジや閾値を定義して開示することや、時間軸の「短期・中期・長期」を年数で具体化して開示することが望ましい。目安を示すことで、投資家やアナリストによる試算や企業間比較が容易になる点で有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">TOPPAN HD(1-22)</a></li> <li>・<a href="#">トクヤマ(1-27)</a></li> <li>・<a href="#">INPEX(1-31)</a></li> <li>・<a href="#">明電舎(1-34)</a></li> <li>・<a href="#">トヨタ自動車(1-36)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○</li> <li>- ○</li> <li>- ○</li> <li>○ ○</li> <li>- ○</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスクと機会の識別・評価・優先順位付けのプロセスを明確に開示することが求められる。データソース、評価基準、優先順位の理由まで記載することで、透明性と比較可能性が高まるため有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">伊藤忠商事(1-12)</a></li> <li>・<a href="#">古河電気工業(1-14)</a></li> <li>・<a href="#">ツムラ(1-18)</a></li> <li>・<a href="#">TOPPAN HD(1-25)</a></li> <li>・<a href="#">トクヤマ(1-28)</a></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>対応策の優先順位と着手順を、時間軸と関連付けて明記することが望ましい。これにより、将来どの領域に大きな影響が生じるか、どの対応策を優先的に実行するべきかが明確になり、実効性の評価や企業価値分析に有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">トクヤマ(1-27)</a></li> </ul>	

経緯や  
問題意識

- 2020年からTCFD開示を行っていたが、2024年TNFDへ賛同したことを契機に、TCFD/TNFDを統合した視点で、改めてバリューチェーン全体を通じた環境との関連/依存・リスク・機会の抽出などに取り組み、2024年度のサステナビリティレポートで開示の充実を図った。

プロセスの  
工夫等

- サステナビリティ推進体制に設定した部門横断型のWG(地球環境WG)を中心に外部有識者のアドバイスも参考にしながら定期的な打合せで検討を重ね、開示案を作成した。
- 代表取締役社長や経営会議・サステナビリティ推進委員会・取締役会で経営層からの意見をもとにブラッシュアップし開示に至った。

充実化した  
ことによる  
メリット等

- 以上の取り組みを進めることで、自社事業にとっての気候変動・自然資本の重要度が明確になり、開示の充実による投資家との対話が進むと同時に、実際の取り組みを推進することにつながった。

開示をする  
に当たって  
の工夫

- 投資家の方からのご助言や他社様の事例を拝見し、実際の取り組みや、事業との関連性についての記載を拡充するなど、見直しを行っている。
- 今年は分かりやすく説明するため、文章だけでなく環境相関図など可視化の充実を図った。
- さらに、GHG排出量削減取り組みについて、Scope3についても前年度実績の開示を行った。

【サステナビリティに関する考え及び取組】 ※ 一部抜粋

①ガバナンス

1) 依存・インパクト、リスク及び機会に関する取締役会の監督について

a 組織的な取り組みと取締役会の責任

当社グループは、中期経営計画 (2023~2025年度) において、「Digital & Sustainable Transformation」をキーコンセプトとする中長期の重点施策の1つとして「ESGの取り組み深化」を設定し、気候変動・生物多様性を含むESG課題に関するガバナンスを強化しております。取締役会は、気候関連課題を経営戦略における重要課題の1つと認識し、気候変動のリスク・機会は事業成長のための成長投資 (社会課題の解決に向けた「DX」「SXを柱とする事業ポートフォリオの改革を含む) として考慮しております。気候変動を含むESG課題についての具体的な取り組み施策については、サステナ委員会において検討・審議された活動内容について経営会議を通じて取締役会が報告を受けており、取り組みの目標設定及び進捗を議論・モニタリング・監督しております。取締役会は、自然関連課題に関しても経営戦略における重要課題の1つと認識しております。今後、気候関連課題と並び自然関連課題においても、サステナ委員会にて検討・審議された活動内容について経営会議を通じ報告を受け、取り組みの目標設定及び進捗を議論・モニタリング・監督してまいります。

b 取締役会が報告を受けるプロセスと頻度

取締役会は毎年4月に、「TOPPANグループ環境ビジョン2050」達成に向けて設定された「TOPPANグループ2030年中長期環境目標」における「温室効果ガス排出量」「生物多様性の保全」「資源循環型社会への貢献」「水の最適利用」の前年度実績及び当該年度の単年度目標について報告を受け、承認を行っております。また、気候関連課題についての重要なリスク・機会と取り組みの進捗についての評価や状況についての報告を受けるとともに、気候関連の課題を考慮し、経営戦略の策定などについて総合的な意思決定を行っております。さらに、気候関連課題に関する新しい規制や制度などが公表された場合は、半期ごとにサステナ委員会を通じて報告を受け、対応について議論・決議を行っております。今後は、自然関連課題においても気候関連課題と同様の対応を行ってまいります。

2) 依存・インパクト、リスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割

取締役会は、サステナ委員会 (委員長: 代表取締役社長) に気候関連課題を担当させ、その活動を監督しております。委員会はその下部に主管部門及びグループ会社事業部門が参画する地球環境WGを設置し、この地球環境WGが気候関連課題の評価と対応策の取りまとめを行っております。

取締役会は、サステナ委員会より経営会議を通じて、気候関連課題の評価や状況、目標管理についての報告を受けるとともに、気候関連の課題を考慮し、経営戦略の策定などについて総合的な意思決定を行っております。

自然関連課題についても、取締役会は、サステナ委員会に担当させ、その活動を監督しております。委員会下部の地球環境WGにおいて、2023年10月よりTNFDの取り組みを主導しております。また、将来的なサステナビリティ課題について意見交換を行う場として、エグゼクティブ・サステナビリティ推進委員会を設置しております。気候関連課題、自然関連課題を含むESG課題について、外部有識者と取締役が定期的に議論を行い、重要な課題についてはサステナ委員会と連携して検討しております。

TOPPANグループ環境ビジョン2050

TOPPANグループは、国際社会の一員として、未来を見据えた地球環境の保全に配慮した企業活動を通じ、「脱炭素社会」「生物多様性の保全」「資源循環型社会」および「水の最適利用」に貢献し、「ふれあい豊かでサステナブルな暮らし」の実現を目指していきます。

- |   |  |
|---|--|
| ① 脱炭素社会への貢献<br>Scope1+2および3における温室効果ガス排出の実質ゼロを目指します。 | ③ 資源循環型社会への貢献<br>廃棄物のゼロエミッションを目指します。       |
| ② 生物多様性の保全<br>豊かな自然の保全と社会経済活動が両立する自然共生社会を目指します。     | ④ 水の最適利用<br>最適な水利用の実現と水質汚染防止による水質改善に貢献します。 |

TOPPANグループ2030年度中長期環境目標

- |   |  |
|---|--|
| ① 脱炭素社会への貢献<br>温室効果ガス排出 Scope1+2: 2017年度比<br>54.6%削減 (1.5℃水準 再エネ比率25%)<br>温室効果ガス排出 Scope3: 2017年度比<br>54.6%削減 | ③ 資源循環型社会への貢献<br>廃棄物最終埋立量: 2017年度比: 60%削減<br>プラスチックのマテリアルリサイクル率: 2017年度比<br>9%pt増      |
| ② 生物多様性の保全<br>用紙原料の調達における合法性確認を2025年度に100%<br>製造拠点数10%に相当する社内外自然共生地域の保全への貢献                                   | ④ 水の最適利用<br>リスクの高い (水ストレス40%超) 拠点 (7拠点) の取水量削減目標<br>達成拠点数50%以上 (4拠点)<br>規制値超過による行政措置0件 |

※SBT認定を受けた温室効果ガス削減目標

当社は、当社グループのバリューチェーン全体での温室効果ガス排出削減目標について、国際的なイニシアチブ「SBTi (Science Based Targets initiatives)」から「ネットゼロ目標」としての認定を取得しております。

好事例として着目したポイント

- 気候変動関連のリスクと機会に関する取締役会による監督と執行側による評価及び管理に区分して、執行側における経営者の役割についても記載。
- 取締役会による監督について、組織的な取組の概要と取締役会の責任について簡潔に記載したうえで、取締役会が情報を入手する方法及び頻度について記載。
- 取締役会によるサステナ委員会への委任及び当該委員会に対する監督の方法を簡潔に記載。



【サステナビリティに関する考え及び取組】 ※ 一部抜粋

シナリオ	リスク分類	ドライバー/ハザード	事業への影響	依存/影響		気候	自然	リスク/機会	時間軸	気候関連のみ	
				財務インパクト	気候関連課題に対する主な対応策						
移行	税金 炭素排出政策	炭素税の導入・引き上げ	・炭素税の導入による操業コスト増	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	大	「TOPPANグループ環境ビジョン2050」に向けた中長期環境目標2030のScope1+2のGHG排出量削減活動、長期的視点の制度・再エネ新技術等のモニタリング
		再生可能エネルギー比率の上昇	・電力単価の上昇に伴う操業コスト増	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	中	「TOPPANグループ環境ビジョン2050」に向けた中長期環境目標2030のScope1+2のGHG排出量削減活動、長期的視点の制度・再エネ新技術等のモニタリング
			・クリーンエネルギーに関連する市場拡大に伴う対象商材の売上拡大	影響	GHG 排出	○	-	機会	長期	中	EV向け電池外装材や燃料電池部材の開発強化、生産拠点拡大に向けた投資
	新たな規制	使い捨てプラスチック規制の強化	・包装向けプラスチック税の導入によるコスト増	影響	廃棄物 GHG 排出	○	○	リスク	中期	中	リサイクル可能な包装製品、再生材使用比率の向上に向けた仕様の確立、価格転嫁
			・プラスチックリサイクル原料の需要拡大に伴う調達コスト増	影響	廃棄物 GHG 排出	○	○	リスク	長期	中	リサイクル事業への参入による再生材の確保、価格転嫁
			・リサイクル可能なプラスチック製品(パリアモノマテリアル包材等)の売上拡大	影響	廃棄物 GHG 排出	○	○	機会	中期	大	パリアフィルムの開発強化・製品ラインナップの拡充、グローバル供給に向けた拠点拡大
		木材調達の厳格化	・原紙調達先への森林伐採税の賦課等、森林管理厳格化により原紙価格が上昇	依存	木材	-	○	リスク	-	-	-
		・木材代替建築材商品・化粧シートの売上拡大	依存	木材	-	○	機会	-	-	-	SX
	市場	原材料価格の上昇(原油価格由来)	・原油需要低下による石化原料フィルム調達コスト減少	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	小	サプライヤーの調査/新規開拓、代替品の調査/検討、長期的視点の制度、市場のモニタリング
		原材料価格の上昇(価格転嫁)	・サプライヤーの炭素税・電力単価上昇に伴う紙・ガラスなどの非石化由来原料の調達コスト増	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	大	サプライヤーの調査/新規開拓、代替品の調査/検討、長期的視点の制度、市場のモニタリング
		顧客・消費者の意識変化	・SX商材を中心とした環境配慮型製品・サービスの売上拡大	影響	GHG 排出	○	-	機会	短期	大	環境配慮型製品のラインナップ拡充と転販
	物理	急性	・紙代替としてのデジタルメディア・ソリューションの売上拡大	依存	木材	-	○	機会	-	-	-
・リモート遠隔監視ニーズ拡大による次世代通信市場の拡大			-	-	○	-	機会	中期	中	ZETAなどの通信関連商材、メタバース関連事業の創出	DX
急性異常気象の激甚化			・洪水・浸水リスク増加に伴う生産機会、工場資産の損失	-	-	○	-	リスク	中期	大	長期的想定代替生産計画の継続検討、浸水防止技術の定期的な情報収集と対応
		・洪水・浸水リスク増加に伴う化学物質の外部流出	影響	土壌/水質汚染	○	○	リスク	中期	小	化学物質の流出可能性の検討と流出防止策の計画、実施	
森林生態系の変化		・森林火災の増加や害虫の発生等による紙供給量の減少に伴う原紙調達コスト増	依存	木材	-	○	リスク	-	-	-	
慢性		降水・気象パターンの変化	・水調達リスク・使用制限によるコスト増	依存	水	○	○	リスク	長期	小	水使用制限に対する代替生産計画の検討、長期的な視点での水利用状況および地域別水ストレス評価の実施
	気温上昇	・食品ロス・衛生ニーズの拡大による対象商材の売上拡大	-	-	○	-	機会	長期	小～中	高性能パリア包材の開発・販売強化、食品ロス対策ソリューションの開発強化	SX DX
	食糧バイオマス原料の収量量の減少(トウモロコシ等)	・難再生古紙や廃材など廃棄物由来のバイオエタノール需要の拡大	影響	廃棄物	○	○	機会	-	-	古紙バイオエタノールの事業化と生産能力の拡大	SX DX

※移行リスク・機会：1.5℃および4℃シナリオにおいてIEA World Energy Outlook 2023のNZE、およびSTEPS (APS) により評価  
 ※物理リスク・機会：1.5℃および4℃シナリオにおいてIPCCが採用するRCP (1.5℃: RCP1.9、RCP2.6、4.0℃: RCP8.5、RCP7.0) により評価  
 ※リスクおよび機会の時間軸については、短期1年以内、中期2～3年、長期4～30年以上として、TOPPANグループの事業活動計画である年度計画、中期計画、長期ビジョンの時間軸との整合を図り、気候関連課題・自然関連課題におけるリスクと機会について関係部門による検討を行います  
 ※財務インパクト：小10億円未満、中10億円～100億円、大100億円以上

※詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.holdings.toppan.com/ja/sustainability/environment/tcfdtnfd.html>) を参照

好事例として着目したポイント (再掲)

- ・ リスク及び機会について、表形式にて、物理リスク/移行リスクの別、時間軸及び定義、戦略的意思決定に用いる計画期間との関係について各項目のつながりが理解できるように記載。
- ・ バリューチェーンに与える影響について、表に事業への影響として端的に記載。併せて、気候関連課題に対する主な対応策を簡潔に記載。
- ・ 財務インパクトは、表中に3段階で記載し、脚注にて定量的に定義。

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※一部抜粋

ii) 財務影響の大きい気候関連課題

1.5℃シナリオでは、炭素税導入や購入エネルギー価格上昇に伴うコスト増のリスクがある一方、消費者嗜好の変化による低炭素排出製品・サービスの売上増や企業価値向上の機会があることを再確認しております。

4℃シナリオでは、気温上昇による風水害の増加が、当社グループの事業を支える主要工場の操業停止などのリスクに繋がる可能性を確認しておりますが、長期想定代替生産計画の継続検討、浸水防止技術の定期的な情報収集・施策化などの対応策を進めております。

(2) b 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響

i) 組織のビジネスと戦略に対する影響の検討

「TOPPANグループ環境ビジョン2050」が目指すネットゼロ社会実現へのさらなる貢献に向け、中期経営計画において「DX」と「SX」を柱とした事業ポートフォリオ変革を進めております。「DX」「SX」関連の成長領域でのM&Aなどの事業投資や導入期・成長事業設備投資に、2023年度から2025年度まで約6,800億円を計画しております。

ii) 複数の気候関連シナリオに基づく検討を踏まえた組織の戦略のレジリエンス

2024年度から実施しているシナリオ分析の実施にあたっては、「国際エネルギー機関 (IEA : International Energy Agency) World Energy Outlook 2024 (以下「IEA WEO2024」という。)」のNZE (Net Zero Emissions by 2050) シナリオ「IEA WEO2024のSTEPS (Stated Policies)」 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change) 第6次評価報告書における共有社会経済経路 (SSP) シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオのSSP1-1.9、SSP1-2.6及びSSP5-8.5」等の複数シナリオを利用し、定性的・定量的の両方で分析を行っています。対象期間は2030年から2050年としております。

◇シナリオタイプ

	1.5℃	4℃
移行シナリオ	IEA NZE 2050	IEA STEPSもしくはAPS
物理シナリオ	RCP 1.9 RCP 2.6	RCP 7.0 RCP 8.5

c 移行リスク及び物理リスクへの適応計画

シナリオ分析の結果、グループの移行リスクとして、世界全体におけるカーボンニュートラル実現に向けたカーボンプライシング制度の規制拡大を背景に、運用コスト負担の増加などが認識されました。また、グループが認識する物理的リスクでは、生産事業所の洪水などの浸水被害による生産停止や復旧費用の増加等が挙げられます。その対応として、再生可能エネルギーの段階的な導入等によるScope 1 + 2及びScope 3での温室効果ガス排出量削減、防災対策の強化などに取り組んでまいります。Scope 1 + 2及びScope 3の温室効果ガス排出量削減については、2050年カーボンニュートラルに向けた移行計画を策定しております。将来を見据えた長期的視野での低炭素投資や対策の意思決定にICP (インターナルカーボンプライシング) 制度を活用し、さらなる省エネ・再エネ設備の導入を推進してまいります。

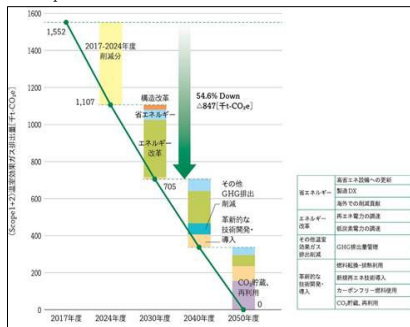
(3)

当社グループの機会として、このような変化に対し、「Digital & Sustainable Transformation」をキーコンセプトとした事業ポートフォリオ変革と運動させ、事業機会の創出・拡大を図ります。具体的には、サプライチェーンの温室効果ガス排出量削減に貢献するDX支援サービスの開発、リサイクル適性の向上や食品ロスの削減ができるサステナブルパッケージの充実化を図ってまいります。

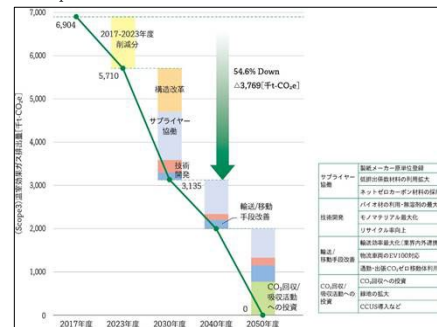
当社グループは今後も、継続的にシナリオ分析を実施することでその精度を高め、経営戦略への統合をさらに推し進め、不確実な将来に向けたレジリエンスを高めてまいります。

◇2050年カーボンニュートラルに向けた移行計画

・Scope 1 + 2



・Scope 3



※Scope 1 + 2 排出量算出において、2024年度実績値報告から、NMVOC燃焼分69 t-CO2eを含む。

◇ICP制度概要

社内炭素価格	130USドル/t-CO <sub>2</sub>
適用範囲・方法	設備投資によるCO <sub>2</sub> 増減量に対し、社内炭素価格を適用し、CO <sub>2</sub> 削減効果の高い施策に優先投資する。
ICP 制度対象	CO <sub>2</sub> 排出量の増減を伴う設備投資 (Scope 1、2、3)

※ICP (Internal Carbon Pricing) : 低炭素投資・対策推進に向け企業内部で独自に設定、使用する炭素価格のこと。CO<sub>2</sub>排出量1トン当たり費用を自社の基準で仮想的に費用換算し、気候変動リスクを定量化。投資判断の基準の1つとすることで、脱炭素社会に向け、低炭素設備・省エネ投資を加速させることが可能。

好事例として着目したポイント

- (1) 事業に与える影響として、1.5℃シナリオではコスト増のリスクがある一方で企業価値向上の機会があることを確認した旨、4℃シナリオではリスクにつながる可能性を確認した旨を記載し、事業に与える影響及びレジリエンスについての評価結果を記載。
- (2) 自社の中期経営計画と関連させて、将来の投資計画について定量的に記載。
- (3) 移行リスク及び物理リスクへの適応計画については、別に項目建てを行い図示しつつ簡潔に記載。

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

③ リスク管理

1) 組織が気候・自然関連リスクを識別・評価するプロセス

気候関連リスクの識別・評価は、地球環境WGが担当しております。当社グループの事業活動及び提供する製品、サービスに対する現行規制、新規規制、技術、法制、市場、評判、急激または緩慢な物理変化といったリスクタイプから識別しております。それらの識別されたリスクタイプから想定されるリスクと機会を、研究開発から調達・生産・製品供給までの上流・下流を含むバリューチェーン全体において抽出し、短期（1年以内）・中期（2～3年）・長期（4～30年以上）の時間軸で評価しております。

また、自然関連の依存・インパクト、リスク・機会の識別・評価についても地球環境WGが担当し、今後、気候関連リスクと同様に識別・評価、さらに財務インパクトや対策の精査を進めてまいります。

2) 組織が気候・自然関連リスクを管理するプロセス

影響評価を踏まえた気候関連リスクの対応計画の策定・推進は、地球環境WGが担当しております。影響評価にあたっては、財務的な観点から重要性を判断しております。評価及び対応計画はそれぞれ、サステナ委員会に報告・検討された上で、取締役会が報告を受け、気候変動リスクの管理及び管理プロセスの監督を行っております。

自然関連の依存・インパクト、リスク・機会についても、今後、地球環境WGにおいて同様に進めてまいります。

④ 指標と目標

1) 戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標

気候関連リスクにおいては、「Scope 1 + 2 及び Scope 3 排出量」「使用電力における再生可能電力の比率」を指標に設定しております。気候関連機会においては、気候変動を含む社会課題への事業貢献の指標として、中期経営計画における「成長事業（DX/SX領域を含む）の営業利益構成比率」「TOPPAN Business Action for SDGs」における「温室効果ガス削減に貢献するサービス数」を設定しております。

取締役の業績連動型の賞与については、財務指標に加えて温室効果ガス排出量削減目標も評価指標に組み入れられており、気候関連の考慮事項への経営者の役割を明確にしております。

2) 組織が気候関連リスク及び機会を管理する目標、目標に対する実績

「TOPPANグループ環境ビジョン2050」を2023年に拡充し、新たなテーマとして「Scope 3 での温室効果ガス排出実質ゼロ」を掲げ、環境課題への取り組みをサプライチェーン全体や地域社会との協働で進めていくことを宣言いたしました。また、本ビジョンの更新とともに、SDGs目標年に合わせ設定している「TOPPANグループ2030年度中長期環境目標」について、Scope 1 + 2、Scope 3 それぞれの温室効果ガス排出削減目標を世界共通目標となる「1.5°C水準」に見直し、2050年に向けたネットゼロ目標、2030年に向けた「1.5°C水準」目標でSBT認定を取得いたしました。

◇TOPPANグループの気候関連課題における指標・目標及び2024年度実績

指標	目標		2024年度実績
	目標設定年度	目標値	
温室効果ガス排出 Scope 1+2	2030年度	2017年度比 54.6%削減 (1.5°C水準 再エネ比率25%)	2017年度比 28.7%削減 <sup>*)a2</sup>
	2050年度	ネットゼロ (2017年度比 90%削減 @1.5°C水準)	
温室効果ガス排出 Scope 3	2030年度	2017年度比 54.6%削減	2017年度比 17.3%削減(2023年実績) <sup>*)3</sup>
	2050年度	ネットゼロ (2017年度比 90%削減)	
成長事業の 営業利益構成比率	2025年度	51%	41%
温室効果ガス削減に 貢献するサービス数	2025年度	60	55
	2030年度	80	

(以下略)

(2)

3) 総合的リスク管理における気候・自然関連リスクを識別・評価・管理するプロセスの位置づけ  
当社グループの気候変動を含むサステナビリティ課題についてのリスク管理は、取締役会の管理のもと、サステナ委員会、リスク管理委員会、リスク管理推進委員会が密接に連携して推進する総合的なリスク管理に組み込まれております。

当社グループは、グループが関連する主要なリスク項目を示した「事業等のリスク」（旧「重大リスク」）について、外部環境の変化や新たに高まったリスクについて中長期視点での顕在化の可能性、発生頻度やインパクトの強弱等を踏まえて、毎年見直し、選定しております。選定においては、気候変動、自然資本に係る環境課題への対応を含むサステナビリティ経営推進の観点からも十分に検討されております。選定プロセスについては、リスク管理統括部門となるGRC本部が各リスク管理責任部門と協議の上見直しを行い、取締役に報告され、承認を得ております。

当社グループのリスク管理（評価、対応計画の策定及び進捗管理）については、第一線と第二線が連携する体制のもと行われておりますが、環境関連リスクの管理についてはサステナ委員会及び下部の地球環境WGがその役割を担い、その対応状況はリスク管理推進委員会にも報告いたします。

リスク管理推進委員会は、サステナビリティリスクを含むグループ全体で取り組むべきリスクに関する課題を明確にした上で、内在するリスクや対策を討議・モニタリングいたします。取締役会メンバー全員で構成されるリスク管理委員会は、リスク管理推進委員会に対するけん制機能を有するほか、独立した位置づけとして取締役会と連携を取り、取締役会は総合的な意思決定を行っております。

自然関連リスクについても、気候関連リスクと同様のリスク管理プロセスを構築してまいります。

好事例として着目したポイント

- (1) 気候関連リスクを識別・評価するプロセス及び管理するプロセスに分けて簡潔に記載。
- (2) 総合的リスク管理における位置づけを詳細に説明し、サステナビリティに関連するリスク管理がグループ全体のリスク管理に含まれている旨を記載。

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略と人材戦略の連動性を明確に示すこと※が望ましい。単なる人事施策の羅列ではなく、事業戦略の方向性と人材施策の因果関係を、価値創造プロセスや図表で可視化することは有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-7)</li> <li>・NTTデータグループ(2-10)</li> <li>・横浜FG(2-13)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人的資本に関する非財務情報と財務情報の連動が重要で、人材が他社との差別化において重要な要素となる事業においては、<b>定量情報を積極的に開示することが有用。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜FG(2-14)</li> <li>・カプコン(2-20)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>人的資本の指標は、戦略と指標及び目標の連動が重要。</b>エンゲージメントスコアなどの指標は単なる数値の増減だけでなく、数値を構成する要素の変化に着目し改善施策との関連性を示すことが望ましい。どの課題に対してどのような対応を行い、どのような成果につながったかを説明することで、スコアの意味が理解しやすくなるため有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-9)</li> <li>・NTTデータグループ(2-12)</li> <li>・横浜FG(2-14)</li> <li>・丸井グループ(2-16)</li> <li>・イズミ(2-17)</li> <li>・カプコン(2-21)</li> <li>・うるる(2-24)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>人的資本の取組が財務アウトカムにどうつながるかを開示することは重要。</b>CHROとCFOがそれぞれ管掌するKPIを連動させ、要因→活動→成果（財務）のつながりを明示することなどは、投資家が企業の人材戦略の評価を行うにあたり有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-9)</li> <li>・NTTデータグループ(2-12)</li> <li>・横浜FG(2-14)</li> </ul>

※ 人的資本の開示にあたっては、内閣官房・金融庁・経済産業省による以下の資料(2026年3月23日公表)も参照。

- ・人的資本可視化指針(改訂版)
  - ・戦略に焦点をあてた人的資本開示～投資家の期待に応えるための考え方の整理～(人的資本可視化指針(改訂版)別紙)
  - ・経営戦略と人材戦略の連動及びそれを踏まえた指標の開示事例(付録①)
- ([非財務情報可視化研究会](#) | [内閣官房ホームページ](#))

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業戦略ごとの必要人材数やスキル構成を定量的に開示することが望ましい。どの事業にどれだけの人材が必要で、育成・採用計画がどのように収益予測に結びつくのかなど、企業の目的意識が理解できるデータを開示することで、データの意味が伝わり企業価値評価に資する情報となるため有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-7)</li> <li>・NTTデータグループ(2-10)</li> <li>・横浜FG(2-13)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>時系列での変化と継続的取組を開示することが望ましい。単年度の新施策だけでなく、長期的な改善の軌跡を示すことで、企業文化の改革度合いを評価できるため有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-9)</li> <li>・横浜FG(2-14)</li> <li>・丸井グループ(2-16)</li> <li>・イズミ(2-17)</li> <li>・カプコン(2-20)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示する施策に関連したベンチマークとなる数値を開示することは、企業がその戦略で目指すべき方向を理解するために有用。また、ベンチマーク指標の出所や算出方法を記載し、目標値の妥当性と改善余地を説明することは望ましい。他社比較や業界標準との関係を明示することも、開示の信頼性が高まるため有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTデータグループ(2-12)</li> <li>・横浜FG(2-14)</li> <li>・丸井グループ(2-16)</li> <li>・イズミ(2-17)</li> <li>・カプコン(2-21)</li> <li>・デンソー(2-25)</li> <li>・ニッスイ(2-26)</li> <li>・熊谷組(2-27)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性指標(女性管理職比率、男性育休取得率、男女間賃金格差)だけでなく、経験の質を測る指標を開示することが望ましい。例えば、海外・国内出向や駐在経験の割合など、管理職登用に必要なキャリア形成の実態を理解できる情報を示すことは有用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所(2-8)</li> <li>・NTTデータグループ(2-11)</li> <li>・横浜FG(2-13)</li> <li>・丸井グループ(2-15)</li> <li>・イズミ(2-17)</li> <li>・双日(2-29)</li> </ul>

経緯や  
問題意識

- コンテンツにおける経営戦略と人的資本の連動・ストーリー性のブラッシュアップが課題である。
- 任意開示項目やリスクに関する言及も含む、投資家要望に基づく開示情報の拡充が求められている。
- 内閣府令・CSRDを始めとする各国の法制および規制変更への対応が必要である。
- 内部目標との連動による目標の実現に向けた働きかけが重要である。

プロセスの  
工夫等

- 他社ベンチマーク・外部投資家の評価を通じ、必要な項目を選定するとともに、経営計画と関連付けた各指標におけるナラティブなストーリー及び具体的なデータを開示した。
- サステナビリティ部門との協働による開示情報の充実化に向けてPJ体制を構築し、各事業部門との継続的なコミュニケーションを図った。
- 人財部門幹部の目標設定への人的資本に関する指標を反映した。

充実化した  
ことによる  
メリット等

- 任意報告書との連携・同期化により作成工数が削減し、また企業ストーリーの一貫性が確保された。
- 規定指標の開示の充実化による透明性向上や他社との定量比較性の強化につながった。
- 人的資本の重要性の社内共有を通じて人財戦略・施策の理解が浸透した。

開示をする  
に当たって  
の工夫

- 有価証券報告書・統合報告書・サステナビリティレポート等の各開示媒体の位置づけ(開示目的や読み手)を踏まえて人財戦略に関する開示情報を戦略的に決定した。
- 男女賃金差異や女性管理職比率等の各指標におけるグローバル連結でのデータ取得プロセスを確立し、情報を取得・開示した。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

②人的資本・多様性に関する取組

(イ) 戦略

日立は、人的資本、すなわち人こそが価値の源泉であると考えており、「人財」を重要な経営資本の1つとして強化しています。世界中の従業員の力を結集することで顧客と社会に価値を提供し、サステナブルな社会の実現に貢献することをめざしています。

急速に変化する事業環境において、社会イノベーション事業のグローバルな展開を進めるために、多様な人財が国・地域・事業体を超えてOne Teamで業務遂行する組織体制を構築し、変化に速やかに適応しうるプロアクティブな人財の強化と組織文化の醸成を求めています。

(1)

2024中期経営計画に関する取組

日立は、2024中期経営計画において、以下の方針のもと人財の確保・育成と社内環境の整備に取り組んできました。

経営戦略(事業戦略)

事業の方向性  
(2024中期経営計画)

Lumadaによる社会イノベーション事業のグローバルな展開により、サステナブルな社会の実現に貢献する

- 日本・世界各国の社会・顧客の近くで、現在・将来の課題を探索し、製品・システム及びIoTを活用したサービスとして解決策を提供
- 国・地域・事業体(ビジネスユニット/グループ会社)を超えてグローバルで連携した事業の推進・プロジェクトの組成、実行
- 顧客との価値協創のサイクルをデータ駆動で回し、Lumada事業を全体で拡大

求められる  
人財・組織  
(体制・文化)

- 現地マーケット(社会・顧客)を知る人財=様々な国籍・性別等の多様な人財
- 国・地域・事業体(ビジネスユニット/グループ会社)を超えて、One Teamで業務遂行する組織体制
- 社会・顧客の課題を的確に捉え、解決策を考えられるプロアクティブで自立した人財とその文化を持つ組織
- 事業環境の変化を捉え、新たな事業ポートフォリオへ速やかに適応できる組織・人財

好事例として着目したポイント

- (1) 中期経営計画における経営戦略(事業戦略)を実現するために求められる人財及び組織を記載。
- (2) 「様々な国籍・性別等の多様な人財」が「One Teamで業務遂行する組織体制」を構築するために必要となる経営リーダーの選抜、育成について、必要とされる資質及びスキルについて示したうえで具体的な取組の状況について簡潔に記載。

(2)

「People(Talent)」施策①：経営リーダーの選抜、育成  
事業戦略の変化により経営リーダーに求められる能力も変化する中で、日立における経営リーダーとなる人財として、グローバル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)に対応できることはもちろん、自身の知識・経験だけでなく、社内外の知見も得ながら最終的に自身の責任で判断・決断し、変革・実行する能力とパーソナリティが求められます。このため、タレントレビューや外部アプレイザル(HLPO(注)1)をグローバルに実施し、実績(“Performance”)だけでなく資質(“Potential”)も踏まえ、国籍・性別等を問わず多様な人財を経営リーダー候補のタレントプールである「GT+(注)2」に選抜しています。また、経営リーダーへの早期登用をめざす優秀層向けのプログラム「Future 50」等を通じて、経営リーダー候補の育成に努めています。

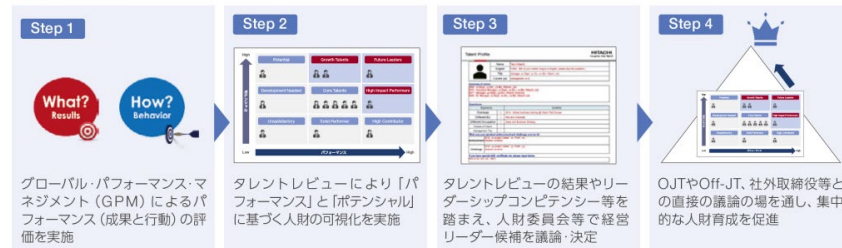
この取組は、経営トップと指名委員会が協働しながら、Global Leadership Development(GLD)プログラムを通じて行います。次期・次々期のCEO、事業部門長など経営リーダー候補の育成にあたり、経営者ポジションを含むタフアサインメント等のOJT(On-the-job Training)及びOff-JT(社外トレーニング・コーチング)、社外取締役と直接議論する機会の設定等を通じて、集中的な人財育成を行っています。

- (注) 1. Hitachi Leadership Profile Online  
2. Global Talent Plus

＜経営リーダーの選抜・育成状況＞



● 多様な人財発掘のためのステップ

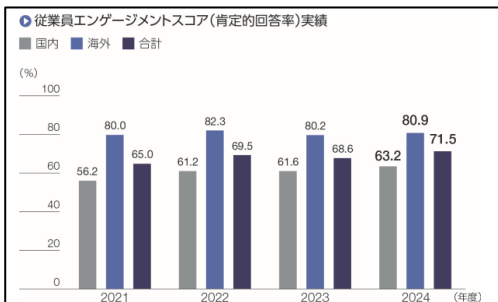


(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

「People(Talent)」施策②：デジタル人財の確保・育成  
 デジタル技術を活用した社会イノベーション事業を加速し、日立の成長のドライバーであるLumada事業の成長を実現するために、DX（デジタルトランスフォーメーション）をけん引する人財（デジタル人財）の確保と育成に力を入れています。  
 Lumada事業の成長に伴い、採用・事業買収を通じたグローバルでのデジタル人財の獲得を進めるとともに、当グループのコर्ポレートユニバーシティ（企業内大学）である日立アカデミー社を中心に、100コース以上にわたる独自のDX研修体系や実務経験を通じた育成プログラムの拡充、GlobalLogic社のメソドロジーを活用した内部の人財育成の強化に取り組んでいます。2024年度までに2024中期経営計画の目標である97,000人を超える107,000人のデジタル人財の確保を実現しており、今後もLumada事業をけん引する人財の確保・育成を継続して推進していきます。

(2)

「Mindset (Culture)」施策：従業員エンゲージメントの向上・グローバルでの日立カルチャーの醸成



毎年、グローバルに従業員サーベイ「Hitachi Insights」を実施し、人財マネジメント施策を企画・推進しています。経営層及び各職場のマネージャーは、自組織のサーベイ結果をメンバーと共有し、組織としての課題を把握した上で、対策となるアクションを立案・実行してPDCAサイクルを継続的に回しています。

従業員エンゲージメント向上に向けたアクション立案・実行を推進する上での課題特定手段の一つとして、エンゲージメント・ドライバー（従業員エンゲージメントを高める上で相関性の高い項目）に着目し、グローバルでの人財の流動化促進を含めた適所適財の推進（ジョブ型人財マネジメントを含みます。）、日立グループコア・コンピテンシーの浸透を通じた心理的安全性の高い職場環境の醸成と日立カルチャーの醸成、タウンホールミーティングや座談会、社内SNS等を活用した経営トップとの双方向コミュニケーション強化等を進めてきました。

その結果、2024中期経営計画において「従業員エンゲージメントスコア(注)」を2024年度までに71.0%とするストレッチ目標に対し、2024年度は71.5%となり、目標を達成しました。

(注) 従業員サーベイにおける従業員エンゲージメントの設問に対する肯定的回答率。（「自社で働くことへの誇り」「働き甲斐のある職場であるか」「仕事へのやりがい・達成感」「当面自社で勤務する継続意欲」の4点から測定）

(以下略)

(3)

「Organization」施策：適所適財の人財配置及び日本におけるジョブ型マネジメントへの転換  
 グローバルに最適な人財の確保・配置・育成を行うため、グローバル共通の人財マネジメント統合プラットフォームの構築とグローバルでのタレントモビリティを促進しています。人財マネジメント統合プラットフォームの構築においては、その運用範囲をグローバルに拡大すると共に、従業員のスキルやキャリア志向などをクラウドシステムで共有することで、グローバルでの人財検索やチームマネジメント等に活用しています。さらに、今後は自律的に学べる環境の整備に向けてグローバルでの教育プラットフォームを展開していく予定です。

＜グループ共通の人財施策を通じて、成長に向けた行動定着を推進＞

<p><b>人財マネジメント統合プラットフォーム</b>  <small>※従業員情報を一元管理し、人財マネジメントに活用</small></p> <p>登録者数 <b>226,000人</b></p>	<p><b>従業員サーベイ</b>  <small>※満足度を多面的に分析し、成長に向けたアクションに活用</small></p> <p>対象会社・従業員数 <b>431社 247,000人</b></p>
<p><b>グローバルパフォーマンスマネジメント</b>  <small>※パフォーマンス(成果と行動)の評価及び能力開発アイテムの明確化に活用</small></p> <p>対象者数 <b>182,000人</b></p>	<p><b>ラーニングプラットフォーム</b>  <small>※研修・教材の検索・申込み、興味に基づき提案機能、受講進捗管理等の機能を備え、人財育成に活用</small></p> <p>利用者数 <b>179,000人</b></p>
<p><b>グローバル経営研修</b>                  参加者数 <b>4,500人</b></p>	

＜日本での取組＞

ジョブ型マネジメントへの転換を推進し、従業員一人ひとりの能力や意欲に応じた適所適財の人財配置を実践することで、個人と組織のパフォーマンスの最大化と従業員エンゲージメントの向上につなげ、組織と人財双方の成長の実現をめざしています。これまで「ジョブディスクリプション（職務記述書）」導入等による職務・人財の見える化や、「学習体験プラットフォーム（LXP）」等の基盤構築を推進し、「社内外副業の導入」「上司-部下のキャリア対話強化」等の取組を進めてきた結果、従業員の意識・行動の変容が大きく進展しました。個人・組織双方の成長に向けて、今後も引き続き上司-部下コミュニケーション等の継続的な取組を実施していきます。

(以下略)

好事例として着目したポイント

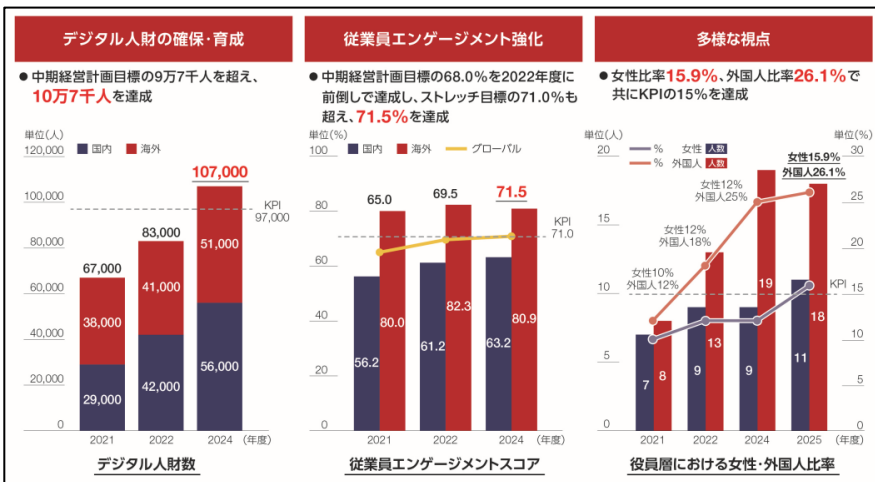
- 「新たな事業ポートフォリオへ速やかに適応できる組織・人財」に関連して、経営戦略の実現のために必要となるデジタル人財の確保及び育成に関して、人財の確保及び育成を実現するための人材戦略を具体的に記載。
- 「プロアクティブで自立した人財」に関連して、従業員エンゲージメントの向上・グローバルでの組織カルチャーの醸成に関する人材戦略について、サーベイの設問、国内外のスコア実績など具体的に記載。
- 「新たな事業ポートフォリオへ速やかに適応できる組織・人財」に関連して、グローバルに最適な人財の確保・配置・育成を行うための具体的な取組とともに、日本におけるジョブ型マネジメントへの転換の推進の取組を簡潔に記載。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(ロ) 指標及び目標

2024中期経営計画期間における具体的な人財施策の実行にあたっては、各施策が経営目標や主な経営戦略にどのように繋がっているかを整理し、それぞれの人財戦略・施策に対してKPIを設け、進捗をモニタリングしてきました。

そのうち、特に重要性が高い人財戦略・施策である「デジタル人財の確保・育成」「従業員エンゲージメント強化(注)1」「多様な視点の推進(注)2、3」についての指標は以下のとおりであり、2022年度に設定・公表した3つのKPI全てにおいて2024中期経営計画目標を達成しました。



(以下略)

好事例として着目したポイント

- 人材戦略を踏まえ、その進捗状況を明らかにするための指標を設定し具体的な目標を示すとともに、時系列で実績を開示。

I.サステナビリティ情報の開示・保証制度に係る動向

II.ディスクロージャーワーキング・グループ報告

III.有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

IV. 開示の充実に向けた取組等

A) 記述情報の開示の好事例集

B) 有価証券報告書レビュー

## 有価証券報告書レビューの概要

- 有価証券報告書レビュー(以下「有報レビュー」という。)は、有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進を目的とした自主的な審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施しています。
- 有報レビューは、以下の3つの審査を柱としています。

### (1)法令改正等関係審査

法令改正事項等に関する審査。全ての有価証券報告書提出会社を対象とし、調査票を用いた審査を実施。

### (2)重点テーマ審査

特定のテーマに着目し、審査対象会社を選定した上で、より深度ある審査を行う。質問票を用いた対話型の審査を実施。

### (3)情報等活用審査

適時開示や報道、投資家から提供された情報等を勘案して審査を行う(ことがある)。

# 令和7年度の有価証券報告書レビュー（1 / 2）

- 近年の内閣府令の改正並びに令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度においては以下のテーマで法令改正等関係審査を実施する方針である。

## 法令改正等関係審査

### ● 審査テーマ：

- 令和6年4月に施行された**重要な契約等の開示**に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- 令和7年1月に施行された**保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（以下「政策保有株式」という）等の開示**に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び関連する開示項目（「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示）(\*1)
- 令和6年4月に施行された**内部統制報告書等**に関する「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「**株主総会前の適切な情報提供**について（要請）」(\*2)に関する審査を併せて実施します。

(\*1) 「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示については、令和7年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」で新たに開示が求められた事項ではありませんが、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題のうち特に留意すべき事項であることから、令和7年度の審査対象に含めております。

(\*2) 次ページの(\*2)参照

- 対象企業：2025年3月末～2026年3月（3月末日除く）決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法：調査票による審査

# 令和7年度の有価証券報告書レビュー（2 / 2）

- 近年のサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正や実務動向並びに令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度においては以下のテーマで重点テーマ審査を実施する方針である。

## 重点テーマ審査

- 審査テーマ:

- サステナビリティに関する企業の取組みの開示<sup>(※1)</sup>
- コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）<sup>(※1)</sup>

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「**株主総会前の適切な情報提供**について（要請）」<sup>(※2)</sup>に関する法令改正関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある審査を実施します。

<sup>(※1)</sup>有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」及び「コーポレート・ガバナンスの状況等」に関する記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査します。

<sup>(※2)</sup>令和7年3月28日に金融担当大臣より以下の内容の「**株主総会前の適切な情報提供**について（要請）」を発出しています。

「有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家はその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前には有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望ましいと考えられます。この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。」

- 対象企業：2025年3月末～2026年3月（3月末日除く）決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法：質問票による対話型の審査

## 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項(1/2)

□ 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項は以下のとおりである。

《開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)》

### ① 開示における重要性の判断

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資家の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。また、SSBJの適用基準48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示における重要性を判断する際に参考になると考えられる。
- ✓ マテリアリティ(重要課題)としてサステナビリティの項目を列挙している事例がみられるが、SSBJ/ISSB基準が定義する「重要性(materiality)」<sup>※1</sup>とは意味合いが異なる点に留意が必要と考えられる。今後、SSBJ基準に準拠した開示を行うにあたっては、SSBJ基準の要求事項に沿って「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報」を開示することが必要となる。SSBJ基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項を踏まえた開示を行うことは有用と考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)
- ✓ SSBJ基準では「重要性がある」とは「財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」とされており<sup>※1</sup>、投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが求められる。ただし、GRIやCSRDなどの二軸モデル(社会影響×企業影響)を追加的に開示することは否定されるものではない<sup>※2,3</sup>。(記述情報の開示の好事例集 2025)

※1 重要性がある(material)情報の定義に関する参考資料

・[サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第4項\(7\)、第48項](#)

第4項(7):

「重要性がある」とは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう。

第48項:

サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。

・[SSBJハンドブック『識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断』](#)

※2 有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項に関連する事項を追加して記載することができる(開示府令第三号様式記載上の注意(1)a)。

※3 追加的な情報に関する参考資料

・[サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第63項](#):

サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。

・[SSBJハンドブック『追加的な情報』](#)

## 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項(2/2)

(前ページからの続き)

◀開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)▶

### ② 企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を意識した開示

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待される。例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。
  - a. 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としている。
  - b. 4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましいと考えられる。
  - c. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示することが望ましいと考えられる。
  - d. 中長期的な企業価値を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示における重要な項目の1つがサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示であると考えられる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待される。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられる。

### ③ 検討中・策定中等の場合の開示

- ✓ サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載することが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

### ④ 補足情報の開示

- ✓ 企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

### ⑤ SSBJ基準を意識した開示

- ✓ 全ての有報提出企業がTCFDやIIRCの枠組みからSSBJ基準への移行を意識した開示に取り組むことは有用であると考えられる。ただし、SSBJ基準に準拠していると表明するには、全ての定めに準拠することが必要とされていることに留意する必要がある(サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第79項)。すなわち、SSBJ基準のすべての定めに準拠することなくサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、限定付きでSSBJ基準に準拠していると記述することは認められていない。なお、「参考にして作成している」と記載することでSSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性のある表現が用いられている事例についても、不適切と考えられる。(SSBJハンドブック『SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示』※)

※ 参考資料

・SSBJハンドブック『SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示』

# 留意事項等まとめーサステナビリティに関する企業の取組の開示(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の23～40ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていきたい。

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

(※)記載した10項目の主な課題は全て前年度から継続的に識別されている課題である。(以下同じ)

## 主な課題

- 1 サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
- 2 サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
- 3 サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
- 4 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である
- 5 サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
- 6 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

(前ページからの続き)

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

## 主な課題

7

人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

8

人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

9

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

10

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

# 留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(11/18)

7

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

### 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は、人財戦略として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。

(指標及び目標)

エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。

### 〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)c ※では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標及び実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられる。

## 留意事項等

### [法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)c ※では、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることに留意する。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)c と改正された。

(前ページからの続き)

7

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

### 留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- b. 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。
- c. 指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられる。また、人的資本の指標は、戦略と指標及び目標の連動が重要であると考えられる。エンゲージメントスコアなどの指標は単なる数値の増減だけでなく、数値を構成する要素の変化に着目し改善施策との関連性を示すことが望ましいと考えられる。どの課題に対してどのような対応を行い、どのような成果につながったかを説明することで、スコアの意味が理解しやすくなるため有用であると考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)
- d. 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としている。このため、人的資本開示では、経営戦略と人材戦略の連動性を明確に示すことが望ましいと考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

(3) 人的資本

(中略)

③戦略

「人財獲得競争の激化」、「人財の流動性の高まり」、「働き方に対する価値観の変化」といった社会変化の中で持続的に成長していくために、当社では、事業に必要な人財の確保と定着、育成・活躍支援を通して組織力を最大化する人財配置の実現、挑戦・連携意識が高い風土醸成を図りながら、社員エンゲージメントを向上させていくことが課題となっています。

当社は、西松-Vision2030、中期経営計画2025における変革プログラムである「意識・行動改革」「組織能力強化」「成長資源創出」の3つの枠組みに基づき、短・中期目標を掲げ具体的な取り組みを進めています。今後も当社がもつ人財の強みを活かしつつ、社員一人ひとりを「資本」としてとらえ、持続的に人財の価値を高めていく施策を実施していきます。

多様な人財がワクワクし活躍できる仕組みづくり

主な取り組み	中期経営計画2025 (変革プログラム)との連動			取り組みの主なKPI (動的)
	意識・行動 変革	組織能力 強化	成長資源 創出	
多様な人財の確保と 活躍推進		○	○	女性採用率 (女性総合職採用数/全総合職採用数) キャリア採用数 女性管理職比率 (女性管理職数/全管理職数) 在宅勤務制度利用率 (実施者数/従業員数) 男性育児目的休暇利用率 (休暇取得者数/対象者数) 定期健康診断後の精密検査受診率 (受診者数/対象者数)
社員育成機会の提供	○			カリキュラムを選択できる仕組み整備進捗率
挑戦者意識の醸成	○			社長との対話参加者数 1 on 1 実施率 (実施回数/計画回数)
連携意識の醸成		○		連携事業に従事した社員を賞賛する仕組み整備進捗率
人財情報の見える化 (タレントマネジメント システムの構築)	○	○		人財データ可視化進捗率 (可視化実施項目数/全可視化項目数)
エンゲージメント向上 の取り組み	○	○	○	社員エンゲージメントスコア 自己都合退職率 (自己都合退職者数/全従業員数)

(略)

④指標及び目標

指標		2024年度 目標値	2024年度 実績	2025年度 目標値
多様な人財の確保と 活躍推進	女性採用率 (総合職)	20%以上	16.1%	20%以上
	キャリア採用数	20名以上	50名	20名以上
	女性管理職比率 (女性管理職数/全管理職数)	1.0%	0.65%	2.0%以上
	在宅勤務制度利用率 (実施者数/従業員数)	75%以上	32.4%	100%
	男性育児目的休暇利用率 (休暇取得者 数/対象者数)	100%	75.0%	100%
	定期健康診断後の精密検査受診率 (受 診者数/対象者数)	80%以上	60.2%	80%以上
社員育成機会の提供	カリキュラムを選択できる仕組み整備 進捗率	50% 運用開始	25% 構想	100%
挑戦者意識の醸成	社長との対話参加者数 (累計)	1,500名	1,281名	1,800名
	1 on 1 実施率 (実施回数/計画回数)	100%	70.9% (一部導入)	100% (全社導入)
連携意識の醸成	連携事業に従事した社員を賞賛する仕 組み整備進捗率	50% 構想・設計	50% 構想・設計	100% 運用開始
人財情報の見える化 (タ レントマネジメントシス テムの構築)	人財データ可視化進捗率 (可視化実施 項目数/全可視化項目数)	73%	73%	100%
社員エンゲージメント向 上の取り組み	社員エンゲージメントスコア	2023年度 (3.68) 以上	3.71	2024年度 以上
	自己都合退職率 (自己都合退職者数/全従業員数)	2.0%未満	2.57%	1.5%未満

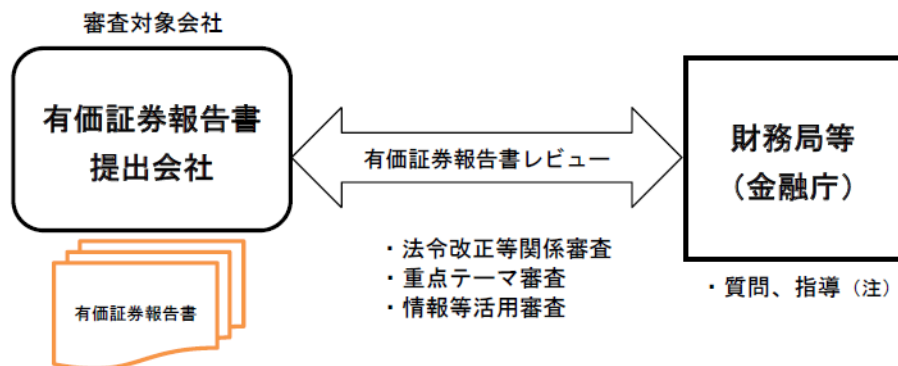
【参考になる主なポイント】

- 指標及び目標で、中期経営計画における変革プログラムとして設定した3つの枠組みにかかるとなる6つの主な取り組みのKPI(13項目の指標)について、それぞれ具体的な数値をあげて開示している。経営戦略や企業価値向上とのつながりを意識していることが読み取れる。
- 「取り組みの主なKPI」でKPIの計算式を明示している。

## [参考]有価証券報告書レビューにおける調査について

- **有価証券報告書レビュー**は、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するとともに、記載内容の充実化の促進のための審査の枠組みであり、従来から、**金融庁及び財務局等が連携して実施している**。
- レビューは、法令改正等関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としており、今回、「**株主総会前の適切な情報提供について(要請)**」は、**法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施した**。

### 有報レビューの概要



(注) 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権等が行使されることがあります。

- ① **法令改正等関係審査**  
法令改正事項等について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。令和7年度においては全ての内部統制報告書提出会社も対象となる。
- ② **重点テーマ審査**  
特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。
- ③ **情報等活用審査**  
上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

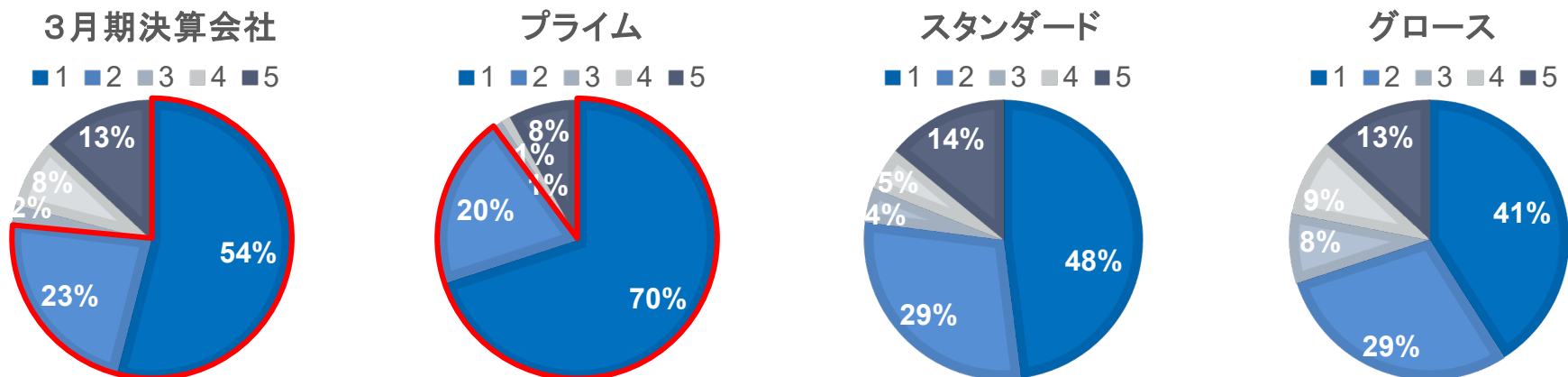
### 法令改正等関係審査調査票の概要

- 「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を踏まえた各社の検討状況について、下記の選択肢から回答を受領した。
- 1: 当年度(令和7年3月31日から令和8年3月30日に終了する事業年度)の有価証券報告書について株主総会前の提出を実施した。
  - 2: 有価証券報告書の株主総会前の提出について来年度(令和8年3月31日から令和9年3月30日に終了する事業年度)から実施する予定である。
  - 3: 有価証券報告書の株主総会前の提出について再来年度以降(令和9年3月31日以降に終了する事業年度)から実施する予定である。
  - 4: 有価証券報告書の株主総会前の提出について当面実施する予定はない。
  - 5: その他
- ※ 3~5と回答した企業は、同調査票において追加で理由等の回答を受領した。

## [参考] 3月期決算会社の調査票回答分析(1/4)

- 2025年3月期決算会社の54%が有価証券報告書を株主総会前に開示(以下「総会前開示」)したと回答。来年度に総会前開示を行う予定と回答した23%と合わせると、**総会前開示を行う会社は2026年3月期には77%程度と見込まれる。**
- 市場別で見ると、プライム上場企業の70%が当年度総会前開示を行っており、来年度実施予定の20%と合わせると、**2026年3月期にはプライム上場企業の90%程度が総会前開示を行うことが見込まれる。**

### 【市場別 回答割合】



### 【市場別 回答社数】

回答	プライム	スタンダード	グロース	その他市場	非上場	3月期決算会社
1:当年度 総会前開示済	774	435	72	26	32	1,339
2:来年度 総会前開示予定	221	267	51	18	12	569
3:再来年度以降 総会前開示予定	8	32	14	2	5	61
4:総会前開示 当面実施予定なし	15	45	15	3	121	199
5:その他	91	131	24	5	59	310
<b>総計</b>	<b>1,109</b>	<b>910</b>	<b>176</b>	<b>54</b>	<b>229</b>	<b>2,478</b>

(注) 2025年3月末日を決算期とする有価証券報告書提出会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。  
当年度は2025年3月期、来年度は2026年3月期、再来年度以降は2027年3月期以降を指す。

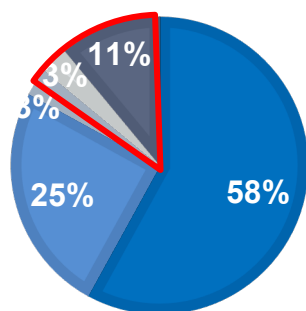
## 【参考】3月期決算会社の調査票回答分析(4/4)

- 上場企業において、総会前開示を当面実施する予定はない(回答4)とした会社及びその他(回答5)とした会社は**329社**であり、回答割合は合計**14.6%**であった。
- 実施予定なし(回答4)とした理由としては、**監査法人との調整が困難(27%)**、**社内リソース不足・社内体制未整備(21%)**、**社内調整が困難(21%)**等があった。
- その他(回答5)とした理由については、**検討中・未定が大半(96%)**であった。

### 【上場企業 回答割合】

3月末決算(上場企業)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



### 【上場企業 回答4理由】

理由	会社数	割合
監査法人との調整が困難	21	27%
社内リソース不足・社内体制未整備	16	21%
社内調整が困難 (スケジュール短縮・取締役会日程)	16	21%
検討中・未定	15	19%
数日前の総会前開示にメリットを感じない・ 投資家要請が無い	5	6%
その他	5	6%
合計	78	—

### 【上場企業 回答5理由】

理由	会社数	割合
検討中・未定	240	96%
その他	11	4%
合計	251	—

(注) 2025年3月末日を決算期とする上場会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。回答4・回答5の理由については、自由記述の会社回答を分類・集計。

## [参考]株主総会の3週間以上前の開示の実現についての意見等

- 株主総会の3週間以上前の開示の実現について、主に以下のような意見があった。

### 環境整備

- サステナビリティ開示など有報記載事項の追加による企業負担の増加もあるため、**有報の記載事項の整理(スリム化含む)が必要**である。
- 「開示書類の一本化」<sup>(注1)</sup>をすることで**企業の開示実務の効率化**となるため、「開示書類の一本化」に係る法令改正を含めた**環境整備が必要**である。

### 実現方法<sup>(注2)</sup>

総会3週間前開示実現の方法に関しては、主に以下の2つの意見があった。ただし、いずれの方法においても**現行制度のままの実現は難しく、上述の環境整備の実現が前提**との考えが主であった。

- 「②有報前倒し(期末=基準日)」の方法
  - ✓ 決算日から株主総会までの期間を長くする「③総会后倒し(期末≠基準日)」の方法では、取締役選任までの期間・株主による決算承認までの期間が長くなるため、**基準日は変更しない「②有報前倒し(期末=基準日)」が望ましい。**
- 「③総会后倒し(期末≠基準日)」の方法
  - ✓ 有報の作成を**3週間早めることは実務上困難であるため**総会后倒しが必要である。
  - ✓ 総会后倒しをすることで、**必要な有報作成期間・監査期間を確保**することができる。

- 上場会社の具体的な対応事例については、別資料「上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例」(2026年2月20日公表)を参照。

(注1)用語の定義・説明については、P9「[参考]「一体的開示」、「一体開示」及び「開示書類の一本化」について」を参照。

(注2)P10「[参考]総会前開示の実現方法」に記載の方法を前提としている。